

1. 議事日程（第1日目）

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 施政方針説明 | |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 上天草市職員の修学部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第10号 | 天草四郎メモリアルホール条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第12号 | 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第13号 | 上天草市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第14号 | 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第15号 | 上天草市善意基金条例を廃止する条例の制定について |

日程第20	議案第16号	上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する条例の制定について
日程第21	議案第17号	上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第18号	上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第19号	上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第24	議案第20号	上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第21号	上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第22号	上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第23号	上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第24号	上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の制定について
日程第29	議案第25号	上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第26号	平成29年度上天草市一般会計補正予算（第9号）
日程第31	議案第27号	平成29年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
日程第32	議案第28号	平成29年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第33	議案第29号	平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第34	議案第30号	平成29年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
日程第35	議案第31号	平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第4号）
日程第36	議案第32号	平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第37	議案第33号	平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算

(第2号)

日程第38	議案第34号	平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第39	議案第35号	平成30年度上天草市一般会計予算
日程第40	議案第36号	平成30年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
日程第41	議案第37号	平成30年度上天草市診療所特別会計予算
日程第42	議案第38号	平成30年度上天草市介護保険特別会計予算
日程第43	議案第39号	平成30年度上天草市斎場特別会計予算
日程第44	議案第40号	平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
日程第45	議案第41号	平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
日程第46	議案第42号	平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第47	議案第43号	平成30年度上天草市電気事業特別会計予算
日程第48	議案第44号	平成30年度上天草市水道事業会計予算
日程第49	議案第45号	平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第50	議案第46号	平成30年度上天草市下水道事業会計予算
日程第51	議案第47号	指定管理者の指定について
日程第52	議案第48号	市道路線の廃止及び認定について
日程第53	議案第49号	工事請負契約の変更について
日程第54	報告第1号	専決処分の報告について)和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第55	同意第1号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第56	同意第2号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第57	同意第3号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第58	同意第4号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第59	同意第5号	上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(15名)

議長 園田 一博

1番 木下 文宣

2番 何川 誠

3番 嶋元 秀司

5番 宮下 昌子	6番 西本 輝幸	7番 高橋 健
8番 小西 涼司	9番 新宅 靖司	10番 田中 万里
11番 北垣 潮	12番 島田 光久	13番 津留 和子
14番 桑原 千知	15番 田中 辰夫	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総務企画部長	和田 好正
市民生活部長	舛本 伸弘	建設部長	藤島 幸治
経済振興部長	村川 和敬	教 育 部 長	中 文近
健康福祉部長	辻本 智親	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総 務 課 長	山下 正	財 政 課 長	濱崎 裕慈
会 計 管 理 者	堀川 雅輔	水 道 局 長	小西 裕彰

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	宇藤 竜一	局 長 補 佐	松尾 伸之
主 事	木本 臣英		

開会 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(園田 一博君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に13番、津留和子君、14番、桑原千知君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（北垣 潮君） おはようございます。

平成30年第2回上天草市議会定例会に当たり、1月25日及び2月19日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日2月26日は開会、提案理由説明、3月6日が議案質疑及び委員会付託を行います。常任委員会は3月7日から9日までの3日間開催することとし、一般質問は3月14日から15日までの2日間行います。3月19日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は54件です。その内訳は、条例24件、当初予算12件、補正予算9件、同意5件、報告1件、その他3件です。議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

なお、人事案件である同意第1号から同意第5号まで、以上5件は委員会への付託を省略し、3月6日の本会議で審議、採決することに決定いたしました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月19日までの22日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成29年12月定例会以降の報告事項は、お手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局で閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、市長からの発言の申し出がありましたので、これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。このたび、3件の懲戒事案が発生しておりますので、その御報告とおわびを申し上げます。

まず、水道局の担当職員2名による不適切な事務処理事案についてその概要を御説明申し上げます。2名のうち、水道局参事の職員につきましては、本人の失念により放置しておりました利用者からの届け出業務が事務局内で発見された後、それを隠す目的で上下水道システムに記録してありました相手先との連絡内容を消去し、上司に対しても虚偽の報告を行いました。その後も、みずからの虚偽報告を正当化するために、上下水道システムのデータ改ざんしたことが明らかとなったものでございます。

次に、水道局で主事の職員は担当する経理の業務におきまして定められた正規の手続を経ずに、支払い事務を行う不適切な業務執行を行った上、上司の承認なく公印を使用していたことが判明したものでございます。なお、関係職員の処分につきましては、2月2日付けで不適切な事務等の処理を行った参事に停職6カ月、主事に減給10分の1、6カ月、監督者である局長に減給10分の1、1カ月、同じく次長及び係長に戒告の懲戒処分を発令したところでございます。

さらに、平成29年11月28日には総務企画部参事の職員が運転免許証の有効期間が失効していることに気づかず、約5カ月半にわたり公用車等の運転を行っていた無免許運転事案が発生したことから、同職員に減給10分の1、3カ月の懲戒処分を行い、監督者である部長、課長及び課長補佐に対し、文書訓告を行ったところでございます。

なお、今回の事案につきましては、市民の皆様及び関係する機関等に対して直接的な不利益等の問題は発生いたしておりませんが、市職員の不適切な事務処理や法令違反の事案が複数発生したことは、市民の皆様の行政に対する信頼を損なうことであり、市長としても責任を痛感しているところでございます。全職員に対しては、これまでも機会あるごとに法令順守はもとより、全体の奉仕者としての強い自覚と緊張感を持って職務に専念するよう部長会議等を通じて、周知徹底を図ってきたところですが、こうした事案の発生を防げなかったことに対して、市の最高責任者としての責任を明らかにするため、今議会に市長並びに副市長の給料を減額する条例案を提出させていただくことといたしました。

改めまして市民の皆様、市議会議員の皆様には深くおわびを申し上げますとともに、気を引き締めて引き続き市政の信頼回復に全力で取り組んでまいります所存でございます。

申しわけございませんでした。

日程第4 行政報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） それでは平成30年第2回市議会定例会の開催に当たり、昨年12月

議会以降の行政の主な取り組みについて、その概要を報告いたします。

まず初めに、総務企画部門でございます。消防においては、毎年恒例の上天草市消防出初式を1月4日に開催いたしました。当日は442名の消防団員の出動のもと、通常点検及び放水競技など日ごろの訓練の成果を多数の参加者が見守る中で披露していただきました。年明け後も火災が発生しており、引き続き消防団の訓練を通じて消防力の向上に進めてまいり所存でございます。

防災においては、災害時の避難所運営を強化する観点から1月25日に上天草市職員退職者会と避難所運営の応援に関する協定を締結し、避難所運営が長期化した際、退職者会から避難所運営の応援を受けることが可能となり、体制強化につながるものと期待しているところでございます。

また、2月8日には天草ケーブルネットワーク株式会社と上天草市緊急情報メールを用い発信する避難に関する情報などを、天草ケーブルネットワーク株式会社のケーブルテレビ上で自動的に表示し、自社番組で告知していただくための応援協定を締結しました。このことにより、情報伝達手段がさらに充実し、市民の安全確保につながるものと期待しているところでございます。

次に、第61回熊本県広報コンクールにおいて、市の広報誌が13年ぶりに入賞しました。市政の動きなどを市民が身近に知ることができるよう、これからも研究を重ねてまいります。

次に、国の地方創生推進交付金を活用したプロモーション活動について報告いたします。昨年に引き続き、人気お笑い芸人ロバート秋山氏を起用した市のPR動画が公開され、話題となっています。1月11日の動画公開以降、現在までの視聴回数は、既に130万回を超えており、クリエイターズファイルの中でも上位の視聴回数となっています。また3月には池袋PARCOにおいてクリエイターズ・ファイルカフェが開催され、秋山氏扮するキャラクターが上天草市の食材を使った料理をプロデュースする予定で、市の観光プロモーションや市製品のPRに大きな効果が得られるものと期待しております。

続きまして前島地区総合開発に係る観光交流活性化拠点施設の整備については、11月に実施した入札が不調となったため、現在改めて入札事務を進めており、今議会の最終日までには追加提案できるよう手続を進めているところです。また、同施設の管理運営に当たる指定管理者の選定に関しては1月17日に募集要項等を公表し、1月末に実施した説明会には13団体の出席があったところです。市としては今年度末までに応募申請の書類を受付を終え、4月に入ってから選定委員会を開催し、6月定例会までに候補者の選定を終え、指定管理者の指定に係る議案を上程できるよう準備を進めているところです。

次に、樋合リゾート開発については現在、樋合西側道路の整備着手に向けて、事前に必要となる文化財調査及び地質調査の実施に向け、環境省並びに県文化課と協議を行っており、あわせてリゾート開発を行う事業者、マリーゴールド社と環境省との間で、自然公園法に基づく許可申請に向けた事前協議が開始されており、市としても、その協議が円滑に進むよう取り組んでまいります。

次に、経済振興部について御報告いたします。まず第2回上天草花まつりの開催について御報

告します。2月18日、大矢野総合体育館において第2回上天草花まつりを開催しました。これは県内有数の花卉の産地である上天草市を広くPRすることで、花のまちとしての本市のイメージアップを図ろうと昨年から開催しているもので、今回は花卉生産者を中心に実行委員会を立ち上げ、企画から運営まで主体的に携わっていただきました。会場ではブーケ作り体験や切り花の展示販売、ブライダルブーケを使ったステージショーなどが行われ、たくさんの来場者でにぎわいました。今後も本市の花卉の生産拡大、また、冬場の誘客促進に向けて、花まつりの定着を目指してまいります。

次にふるさと応援寄附金については、昨年4月の総務省通知を受け、8月に給付金に対する返礼割合を見直したため、寄附額の減少が心配されたところですが、市内事業者の御協力により返礼品を充実させるとともにPRに努めた結果、昨年度上回る御寄附をいただいているところです。今後、本市製品のPRと返礼品の充実を図りながら、さらに寄附額が増加するよう取り組んでまいります。

次に、6次産業の推進と製品のブランド化については、市内事業者の販路拡大を図るため、12月1日から3日にかけて「くまもと食の楽園上天草フェア in 大阪」を大阪府豊中市で開催しました。フェアでは市内9業者に参加をいただき、物産展、飲食店や百貨店との商談会を開催し、約4万人の来場者に本市の特産物や観光資源などのPRを行いました。

次に観光分野について御報告します。1月19日に、旅行のロコミサイトとして世界トップのトリップアドバイザー株式会社と国内観光地の活性化を目指す公益社団法人日本観光振興協会との間で連携協定が結ばれ、当面の事業の中で外国人旅行者の地域への誘導に関するケーススタディーの対象地域として、上天草市が選定され、今後、インバウンド増加に向けての情報発信などの分野でさまざまな支援が期待される所であり、市としても積極的な取り組みを行ってまいります。

また、1月28日からスタートした第5回上天草市トレッキングフェスティバルには、6コースに約1,500人の申し込みがありました。フェスティバルには2月25日までの週末に開催されましたが、2月18日に開催された「癒しの維和島めぐりウォーク」には、6コース中最多の503人が参加し、抽せん会も実施されるなど大変にぎわいました。今後も引き続き、本市の冬場の誘客促進に向けて取り組んでまいります。

次に、市民生活部門について御報告いたします。上天草市の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に、「みんなでつながGOかい上天草市男女共同参画フォーラム」を1月27日に松島総合センターアロマで開催し、約300名の参加者がありました。フォーラムでは講師にフリーアナウンサーの岡元安代さんを迎え、「言葉のちからで生きてるだけで100点満点」と題して、5人の子供を育てながらフリーアナウンサーとして多忙な日々を送る中、家事と子育てと仕事を楽しくできる方法や言葉とその伝え方の大切さなどを元気にパワフルに話していただきました。今後もさまざまな取り組みを通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めてまいります。

次に、健康福祉部門について御報告いたします。安心して子育てを行う環境整備のため、昨年8月に着工しました教良木保育園建替工事については、ほぼ完成し、落成式及び内覧会を3月21日に予定しているところです。また、現在策定中の第3期上天草市地域福祉計画、地域福祉活動計画及び第3期上天草市障がい者計画等については、関係団体等の代表者で構成する策定委員会で計画案を作成し、昨年12月下旬から本年2月上旬にかけてパブリックコメントを実施しました。今後、市民の皆様からいただいた御意見を参考に計画案を取りまとめ、3月中に計画策定を行えるよう取り組んでまいります。

上天草市交流センタースパ・タラソ天草につきましては、12月8日のスパ・タラソ天草将来構想検討委員会からの最終報告を受け、市としての今後の運営方針を定め、本市が取り組む改革については、来年度に向けて着手するとともに、指定管理者に求める改革についても指定管理者との協議を始めております。

次に県が国民健康保険の財政運営責任を担い、市と共同運営を行うことで国保財政の安定化を図ることとなる、平成30年度からの国民健康保険広域化については、市の納付金及び標準保険料率について1月末に県から公表されたところです。平成30年度に必要な本市の保険税については、県平均より低くなっており、次年度の本市の保険税については現状維持とする予定です。

次に、上天草市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定については、2月2日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、高齢者福祉計画等推進委員会において最終案を承認いただいたところです。引き続き3月中の計画策定及び公表に向けて取り組んでまいります。なお、介護保険料額の変更については、今議会に上天草市介護保険条例の一部を改正する条例を提案し、御審議いただくこととしております。

次に、教育部門について御報告いたします。2月23日に上天草市立湯島小学校の児童7人が東京都文教区立湯島小学校を訪問し、お互いの学校を紹介するなど交流を深めました。これは昨年相互協力に関する協定を締結した文京区との友好親善事業の一環として行ったものでございます。翌日には湯島天神で両校児童による太鼓の演奏も行われました。今後も文京区との友好親善を深め、さまざまな場面での連携・協力を目指してまいります。

次に2月24日には、4月に松島中学校との統合を予定している阿村中学校の閉校式を同校体育館で挙行いたしました。在校生と先生方を初め、地元住民など多数の関係者の皆様に御列席いただいたところでございます。阿村中学校は3月31日をもちまして松島中学校と統合となりますが、これまで築き上げられた歴史と伝統、学校の輝かしい足跡については、いつまでも継承されていくものと考えております。

次に、松島総合運動公園の人工芝生化に係る工事については、3月中に工事を完成させ、4月1日に落成記念のイベントを予定しております。陸上競技場及びテニスコートの観客席増設並びにアロマの空調整備など、より充実したスポーツ施設を生かして、地域スポーツの振興と経済の活性化につなげたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（園田 一博君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 施政方針

○議長（園田 一博君） 日程第5、施政方針説明。

市長から施政方針説明の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成30年第2回市議会定例会の開会に当たりまして、市政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成30年度は、新市誕生15年目となり、普通交付税の合併算定替え、そして合併特例債の発行期限の最終年度という大きな節目を迎えます。また、平成35年度を目標年度とする第2次総合計画前期の最終年度でもあることから、地域経済の再生を目指すとともに、市民の安心安全や暮らしやすさの充実並びに地域防災力の強化を一層図るため、各施設や事業を積極的に推進してまいります。国の来年度予算、特に地方財政計画における地方全体の一般財源総額は、前年度より356億円増となる62兆1,159億円が確保された一方、地方交付税総額につきましては、地方税収の伸びが見込まれたこともあり、3,213億円の減ということとなりました。地方交付税の6年連続の減は、歳入の約4割を地方交付税に依存している本市では、合併特例の縮小と相まって引き続き大変厳しい財政環境となることが予想されます。そのような中で、本市としては、ふるさと応援寄附金等による独自の自主財源確保に努めるとともに、行財政改革を一層推進し、事業実施に当たっては、国等の財源を最大限に活用してまいります。

地方債につきましては、緊急防災・減災事業債の発行期限が平成32年までであること、過疎対策事業債の額が100億円増となったこと等を踏まえ、財政健全化に向けた方向を堅持しつつ、各種事業の財源として有効活用を図ってまいります。また、懸案となっている合併特例債については、開会中の通常国会において議員立法により発行期限を5年間再延長する特例法の改正に向けての動きがあっていることから、引き続きその動向を注視してまいります。

昨年10月に策定した平成30年度予算編成方針においては、厳しい財政状況下にあっても、縮小均衡の改革のみを追求するのではなく、財政運営に創意工夫を重ねることで、地域経済の再生を目指し、将来に向けた布石を打つための予算編成を目指すこととしました。具体的には第2次総合計画の基本構想で最重点戦略及び重点戦略として位置づけている事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に定める事業に加え、熊本地震を契機に高まる防災への取り組みを初め、合併15年の節目を強く意識した事業を重点化事業と位置づけ、要求段階からその事業の精査を徹底することといたしました。その結果、当初予算の規模としては平成30年度の一般会計の歳入歳出総額は189億1,156万5,000円となり、前年度当初予算と比較して12.3%、20億6,435万8,000円の増となりました。主な増額の理由としては、（仮称）大矢野宮津地区複合施設整備事

業7億2,000万円及び防災行政無線デジタル化整備事業3億3,750万円の新規計上、また（仮称）龍ヶ岳保育園新築事業4億7,898万8,000円の本体工事等の着工に伴う増額などが挙げられますが、いずれもふるさと納税や基金の有効活用など、自主財源の増加と合併特例債等の発行期限を念頭においた積極的な予算編成となっています。

歳入では、市税や分担金、負担金、使用料及び手数料、繰入金、繰越金など、自主的に収入できる財源で構成される自主財源額は、前年度から10億5,166万8,000円増の45億813万4,000円となりました。これはふるさと応援寄附金の増のほか、（仮称）大矢野宮津地区複合施設整備事業の財源として、地域福祉基金及び図書館建設基金繰入金を計上したこと、また地域振興基金やふるさと応援寄附金など、地域振興のための財源を活用するものです。なお、財政調整基金の繰入金については、一定規模を確保する中で平成30年度当初予算では1億3,454万6,000円を取り崩すこととしています。

また、地方交付税、国県支出金、市債などの依存財源額は前年度から10億1,269万円増の144億343万1,000円となりました。これは地方交付税の合併算定替えの段階的縮減により、交付額が減少する一方で対象事業費の増による国庫支出金、県支出金及び市債の発行増によるものです。こうしたことから、自主財源比率は前年度から3.3ポイント増の23.8%となり、改善していますが、引き続き自主財源の確保に努めてまいります。

歳出では性質別経費で見ると、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は85億8,012万9,000円で前年度比8,191万2,000円の増となりました。これは行財政改革の徹底による人件費の減額の一方で扶助費等の増額によるものです。内訳は人件費が前年度比3.9%、1億1,711万1,000円の減、扶助費が前年度比6.1%、1億8,382万9,000円の増、公債費が前年度比0.6%、1,520万円の増となっております。投資的経費は38億2,103万6,000円で、前年度比76.8%、16億5,931万3,000円の大幅な増額となりました。これは合併15年目の節目の年を念頭に、重点化事業へ積極的に取り組むこととした結果、普通建設事業費の単独事業が13億5,831万5,000円の増となったことによるものです。

主な普通建設事業ですが、補助事業として、前島地区総合開発整備事業4億1,950万円、市道改良事業2億1,000万円、樋島大橋補修事業1億5,000万円、水産物供給基盤機能保全事業1億4,650万円、市道舗装事業6,000万円などを計上しています。単独事業として、（仮称）大矢野宮津地区複合施設整備事業7億2,000万円、（仮称）龍ヶ岳保育園新築事業4億7,898万8,000円、防災行政無線デジタル化整備事業3億3,750万円、市道舗装事業1億3,500万円などを計上しています。これらの事業の財源としては国等の補助金及び合併特例債、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債など償還財源に地方財政措置のある市債に加えて、ふるさと応援基金や特定目的のために積み立てた地域福祉基金及び図書館建設基金も積極的に活用をすることとしています。

また、その他の経費では、物件費は前年度比7.0%、1億2,672万3,000円増の19億4,824万4,000円となっています。これは、ふるさと応援寄附金の増加に伴う、ふるさと納税事務事業に係る委託経費の増によるものです。補助費等は前年度比0.6%、1,422万円減の23億8,036万

3,000円となっています。これは天草広域連合等への負担金や公営企業会計への補助金等の減によるものです。繰出金は前年度比1.3%、2,028万4,000円減の15億9,513万9,000円となっています。これは特別会計への繰出金の減によるものです。積立金は前年度比194.3%、2億4,883万9,000円増の3億7,690万2,000円となっています。これはふるさと応援寄附金の増によるものです。国民健康保険特別会計（事業勘定）を初めとした特別会計8会計の歳入歳出予算総額は合計で84億3,888万3,000円、前年度比7.7%、7億134万6,000円の減となりました。これは主に国民健康保険特別会計において、国保制度の改正により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営責任主体となることから、国や支払基金からの交付金及び負担金等の財源が市から県へ移行するため、予算規模が縮小をすることによるものです。

以上のように一般会計と特別会計8会計の予算総額は273億5,044万8,000円で前年度比5.2%、13億6,301万2,000円の増となりました。

なお、公営企業会計につきましては、水道事業会計予算は収益的収支9億7,453万円、上天草総合病院事業会計予算は収益的収支37億6,365万円、下水道事業会計予算は収益的収入2億9,603万2,000円、収益的支出2億7,211万5,000円となりました。

平成30年度当初予算は普通交付税の合併算定替が段階的に縮小される最終年度となり、交付額のさらなる減額が見込まれる中、予算編成を通して行財政改革を徹底する観点から、義務的経費を除く一般行政経費については、前年度の一般財源所要額の90%を要求上限とするマイナスシーリングを実施し、全ての部局において創意工夫による歳出削減と歳入確保に向けた見直しを行った結果、生み出された財源などを活用して、観光需要と観光消費を拡大する事業、農林水産物の生産、加工商品開発、販売を促進する事業、地域ぐるみで子育てしやすいまちをつくる事業、安定した魅力ある雇用を創出する事業、災害に強い地域づくり、市民の防犯・防災意識の向上を図る事業、合併後における課題を解決する事業などに優先的に予算を配分し、これまでの行革努力に築いてきた健全な財政運営の堅持と合併15年目の節目の年を念頭に残された課題に積極的かつ集中的に取り組むメリハリのきいた予算編成を行ったところでございます。

引き続き、各部門の方針について申し上げます。まず、総務企画部門でございます。最初に平成30年度の組織改正につきまして、将来を見据え、市が抱える政策課題に取り組むための最適な組織体制の形成を目指すとともに、組織間の業務量の平準化・効率化等を図るため、組織の新設、統廃合及び名称変更、事務の移管等を行うこととしています。主なものとしてはこれまで総務課の課内室をしていた危機管理防災室と情報推進室を統合し、新たに危機管理情報課を設置して、喫緊の防災対策並びに情報システム管理資産にかかわる体制の強化を図ります。

次に防災面において、昨年は九州北部豪雨や台風などの自然災害の発生に加え、北朝鮮による弾道ミサイルの発射による脅威が顕在化しました。こうした状況を踏まえ、本市においては防災訓練の実施、国・県と共同で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施したところですが、平成30年度においても、引き続き災害対策本部の図上訓練、総合防災訓練等を実施してまいります。また、防災行政無線のデジタル化整備事業については、平成29年度に実施設計が完了し

たことから、平成30年度に龍ヶ岳地区、平成31年度に大矢野地区の整備を行います。これにより、防災無線の難聴地域を可能な限り解消し、災害時の情報など市民へ迅速かつ確実な伝達を行ってまいります。加えて平成29年度に関係者皆様の御協力により組織率が100%に達した自主防災組織においては引き続き、訓練等を支援してまいります。

入札契約制度におきましては、契約事務手続の透明性を一層高めながら、公平性、競争性及び適正な履行確保を図り、談合その他の不正行為の排除を徹底するとともに、限られた財源の中で最適な公共調達を行う観点から、コスト縮減や品質確保に引き続き取り組んでまいります。また、入札制度の運用については、地方自治法を初め、諸法令のコンプライアンスを徹底し、公正かつ自由な競争を確保しつつ、地場企業の受注機会の確保及び経営安定に引き続き取り組んでまいります。公共施設等の適正管理については、平成27年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づくマネジメント計画の策定に取り組んでおり、施設総量の減量化による財政負担の軽減、平準化に取り組んでまいります。

本市では平成26年3月に策定された第2次総合計画10カ年計画に基づき、市の将来像「人と海のふれあうまち」をキャッチフレーズに、民間・地域団体等と協力しながら、各種施策に積極的に取り組んできたところですが、前期基本計画が平成30年度末に5年目を迎えることから、来年度は平成31年度から35年度まで5年間の後期基本計画を策定いたします。後期基本計画は、総合計画の基本構想のもと、社会情勢の変化を反映しながら前期計画に基づく各種施策の進捗状況や成果、課題等を踏まえた戦略的まちづくりのための実施計画とします。

地方創生の取り組みが本格的に始まった平成27年度から3カ年が経過しました。これまで千巖山・前島地区総合開発、松島総合運動公園の改修といったハード整備に取り組むとともに、本市への人の流れや安定した魅力ある雇用を創出するためのソフト事業として、シティープロモーション、6次産業化支援、ヘルスアンドスポーツツーリズムの推進、湯島の地域づくりなど、国の地方創生関連交付金を活用してさまざまな取り組みを行ってきたところです。

平成30年度は2年目、3年目になる推進交付金事業を着実に実施するとともに、リニューアル後の松島総合運動公園を活用し、スポーツ合宿・大会誘致等のソフト事業に全力を挙げて取り組んでまいります。

平成26年度から取り組んでおります千巖山・前島地区総合開発は、来年度の事業完了を目指し、観光交流活性化施設や展望台の整備を引き続き進めてまいります。これらの観光資源をもとに本市への観光客増加、さらにはその効果を市内全域に波及させ、本市のさらなる飛躍につなげてまいります。

次に、樋合地区リゾート開発については文化財保護法や自然公園法などの関係法令等に基づく必要な手続に取り組んでおり、平成30年度にはリゾート開発、そして住民の生活交通や防災等の観点から、樋合西側の市道未整備区間の整備を行ってまいります。

物産館や温泉施設、公共施設等が集まる宮津地区においては、本市グランドデザインにおいて、観光拠点化を図るエリアと位置づけておりますので、本年5月の熊本天草幹線道路における

三角、大矢野道路開通後の延伸ルート等の検討状況を見ながら、まずは行政内レベルで当地区の将来構想の検討に着手してまいります。

八代天草架橋建設構想については、来年度、県南の関係自治体によって構成される八代天草架橋建設促進期成会において、架橋建設がもたらす観光や物流と防災面等の効果をまとめた構想を策定することとしており、その構想をもとに架橋の必要性を国等へ強く発信することとしております。市としても架橋構想の推進に向け、担当者を置くこととしており、関係自治体、民間期成会等と密に連携を図るとともに、啓発普及活動や国等に対する要望活動を強化してまいります。

次に、経済振興部門でございます。農林水産業の振興につきましては、第2次総合計画で最重点戦略項目に位置付けられており、国・県の補助金を活用した生産基盤の強化や6次産業化の推進に取り組みます。まず、地域農業の担い手対策については、新規就農者の確保や地域の担い手への農地集積を促進するため、人・農地プランや中間管理事業などに取り組むとともに、新品種や新たな生産技術の導入に向けた各種農業者団体への研修などによる担い手の確保及び育成に努めます。また、当市の有機農業生産者等が取り組んでいる環境保全型直接支払交付金事業において平成30年度からGAP、いわゆる農業生産工程管理への取り組みが必須となりましたので、熊本県などの関係機関と連携して説明会や研修会を開催し、GAPへの取り組みが円滑に行えるよう、農業者に対しての支援を行ってまいります。

耕地関係については、大矢野町京の島地区の基盤整備事業は、平成29年度に国への事業申請及び法手続きが完了したことから、平成30年度に基盤整備工事に取りかかるための詳細設計、換地計画の策定などに取り組み、平成35年度の事業完了を目指すこととしております。有害鳥獣対策については、イノシシ被害対策として、昨年度に引き続き、専任の嘱託職員を1名雇用し、地元猟友会との連携によるイノシシ捕獲用箱わなの設置、捕獲隊による駆除の強化及び侵入防止対策としての電柵、設置助成等による防除を進めるとともに出前講座の内容をより充実させ、地域住民の皆様と連携した地域ぐるみでの被害軽減対策を進めてまいります。

水産振興については、水産資源の減少や漁業者の高齢化に伴う漁獲の減少対策として、漁協等関係団体と連携して、魚介類の産卵・生育の場となる藻場再生事業の実施やクルマエビ、タイなどの種苗放流のほか、市内小中学生を対象とした魚食普及に向けたお魚料理教室を実施します。また、地方創生推進交付金を活用したクルマエビ養殖場跡でのアサリの養殖の実証実験に引き続き取り組むこととしています。加えて、漁港施設の機能保全については、漁港の施設機能保全診断による長寿命化計画を策定し、老朽化が著しい牟田漁港防波堤の修繕工事を実施します。また、今後も機能保全工事を計画的に実施し、漁業者が安心して利用できる漁港施設の整備に努めます。このほか、港湾施設等の適正な管理を行うため、社会資本整備総合交付金を活用し、上天草港内の海岸施設の点検を行い、長寿命化計画を作成します。

ふるさと応援寄附金事業については、今年度は12月末で既に前年度を上回る寄附をいただいております。平成30年度においても、応援寄附金の使途の明示や魅力ある返礼品を拡充するとともに、さらに効果的なPRに取り組み、安定的な自主財源の確保に結びつけてまいります。

6次産業推進については、平成27年度から地方創生交付金を活用した取り組みを継続することとしております。具体的には民間事業者向けの販売促進スキルアップ研修事業、商品の販売先を拡充することを目的とした関西・上天草交流事業に取り組むほか、平成30年度はブラッシュアップ商品販路拡大事業の中で商品開発から販売促進の強化に軸足を移した事業展開を行ってまいります。企業立地に向けては、熊本県企業立地課と連携の上、新たな雇用の場を生み出す企業進出に取り組んでまいります。また、地場産業の支援については、市内各事業所における労働力不足が深刻化しているところであり、企業合同説明会を開催する等、地場企業への就職支援についても取り組んでまいります。

商工振興については本年5月に熊本天草幹線道路における三角大矢野道路の開通を契機に、宇城市との連携によるさまざまなイベントに取り組むことで相互の地域活性化を図るとともに、プレミアム商品券事業や開通記念物産展事業など、本市独自の事業にも取り組むこととし、市内経済の活性化に努めます。

海運業の振興については、船員の高齢化や若者の就労者減少による担い手不足が喫緊の課題となっていることから、海運業、疑似体験システムを活用し、管内小中高校において海運業の魅力や果たす役割を発信してまいります。また、昨年4月から三角海技学院において6級海技技士免許の取得が可能となったことを踏まえ、管内各海運事業者の新規船員雇用に係る補助金を活用した新規船員の雇用促進を図り、担い手不足の解消に努めます。

次に、観光産業については上天草市の基幹産業としての発展を図るべく、引き続き積極的に事業に取り組んでまいります。平成30年度におきましては急増している外国人観光客を上天草市に取り込むために、アウトドアで人気の高いサイクリングのプロモーション動画やパンフレット等のプロモーションツールを充実させ、海外での上天草市の認知度を高めるという取り組みを強化してまいります。また、先般、世界的な口コミサイトであるトリップアドバイザーと日本観光振興協会の協定事業のケーススタディー地域として、本市が選定されたことから、今後、市内の施設登録数の増加と口コミ数アップを目指し、インターネットマーケティングを活用したプロモーションにも力を入れてまいります。

天草四郎メモリアルホールにつきましては、施設のリニューアルと展示資料の充実に合わせて、本議会に天草四郎ミュージアムへの名称変更を提案しておりますが、平成30年度に想定される長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産群の世界遺産登録を契機に、天草四郎とキリシタンの情報発信拠点施設として本格的な集客対策を図ってまいります。

次に、建設部門でございます。安心安全で住みよい社会実現のため、社会資本整備総合交付金を活用し、道路整備や橋梁整備さらには舗装補修事業等の取り組みを進めております。熊本天草幹線道路の整備につきましては、本年5月に念願である三角大矢野道路三角大矢野間の3.7キロメートル区間でございますが、その区間が供用開始されます。本市における次の整備区間においては、事業主体である熊本県との協議を進めてまいります。あわせて一般国道や県道の改良事業につきましても、要望活動等を積極的に行い、早期実現に向けて取り組んでまいります。橋梁

補修につきましては平成27年度に着工した樋島大橋の大規模修繕補助事業の工事が今年度で完了予定としております。また、昨年度から重点事業として取り組みを強化した市道の舗装改修、安全施設の更新につきましても鋭意進めてまいります。

続いて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向け、家庭等から排出されるし尿及び雑排水の適正な処理を図る事業として、公共下水道事業及び合併浄化槽設置事業に取り組んでおります。公共下水道事業においては、供用開始から26年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、下水道施設及び設備の効率的な改修と地震などの災害対策を考慮した中長期的な計画を策定し、適切な管理運営に努めてまいります。浄化槽事業においては、事業促進を図るための上乘せ補助を行い、合併浄化槽の設置目標基数を昨年度より40%増の100基とし、水環境の保全を図ってまいります。

空き家対策事業につきましては、上天草市空家等対策の実施計画に基づき、上天草市空家等対策協議会等と連携及び協議を行いながら、利活用の推進を図るとともに危険な空き家については特定空家への認定など、必要な措置を行い、安心安全なまちづくり図ってまいります。市営住宅事業につきましては、上天草市公営住宅長寿命化計画に基づき、荒木団地の外壁改修、二間戸団地の屋上防水等の維持補修工事などを実施するとともに、施設のバリアフリー化を進め、入居者の利用環境の向上に努めてまいります。

次に市民生活部門でございます。環境衛生業務につきましては、本市の美しい自然をより健全な状態で次世代に継承するために、平成30年度も上天草市環境基本計画期間平成23年度から平成32年度でございますが、その計画に掲げる「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市」の実現に向けての重点施策として「美しい海を保全するまちづくり」及び「ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり」に引き続き取り組んでまいります。美しい海を保全するまちづくりにつきましては、有明海、八代海を豊かで美しい海として再生するため、市民及び事業者と連携し、市民の環境に対する理解や意識を高め、海岸清掃等の環境保全活動に対する支援や排水対策、水質浄化に関する取り組みの継続的な推進を図ってまいります。また、ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくりにつきましては、循環型社会構築のため、ごみの減量リデュース（抑制）のほか、排出されたごみを可能な限りリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）するなど、資源の循環による有効利用を促進します。そのため、生ごみの堆肥化やさらなる分別の徹底などによる3R運動を推進し、適正かつ効率的なごみ処理体制の整備に努めるとともに、レジ袋削減推進運動及び生ごみを堆肥化する生ごみ処理機購入費補助事業も継続してまいります。

また、上天草市立斎場につきましては、供用開始から34年が経過し、火葬炉の劣化が著しいことから、火葬炉の全面改修を行い、施設の効率性を高めます。

マイナンバー制度は施行から2年余りが経過しましたが、本市のマイナンバーカードの交付率は低いものとなっております。マイナンバー制度のメリット等を周知しながら、制度の普及促進を図ってまいります。住民票、戸籍等の証明書の交付、各種申請書等の受け付けなどの窓口業務に

つきましては、業務の一部を民間に委託し、迅速かつ親切・丁寧な事務処理に努めているところですが、課題の検証を行いながら今後も市民目線に立ち、利用しやすく親しまれる市民のサービスの向上に努めてまいります。

次に、健康福祉部門でございます。子ども・子育て支援につきましては、上天草市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちの実現に向け、子どもや子育て世代が安心して生活できる環境や働きやすい環境づくりのため、引き続き各事業の充実を図ってまいります。公立保育園の整備につきましては、本年度実施している教良木保育園に引き続き、平成30年度は龍ヶ岳地区保育園の新築事業を進めてまいります。また、私立保育園の整備についても、園舎建てかえの施設整備に対する助成を行い、安心して子育てができる環境整備のため、保育施設の充実を図ります。

障害福祉につきましては、本年3月に策定する第3期上天草市障がい者計画及び第5期上天草市障がい福祉計画・第1期上天草市障がい児福祉計画に基づき、安心・快適な暮らしづくりの基本理念のもと、障害のある人が安心して自立した生活を送り、社会参加機会の確保や地域社会でともに生き、差別のない社会の実現に向けた施設等の実施に取り組んでまいります。また地域福祉につきましても、本年の3月に策定する第3期上天草市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき「住みなれた地域で安心して暮らせる支え合いのまち上天草」の基本理念のもと、市民の皆様をはじめ、各地域や福祉にかかわる、団体、事業者及び本市の地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会との連携を図りながら「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向け、地域の福祉課題の解決に資する取り組みを推進してまいります。

母子保健事業につきましては、平成30年度から新たな事業として、新生児聴覚検査費用助成事業を実施します。この検査は、新生児期における先天性難聴の早期発見・早期療育を目的とし、聴覚検査にかかる費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図るものです。

スパ・タラソ天草につきましては、上天草市交流センタースパ・タラソ天草将来構想検討委員会からの最終報告の内容を重く受けとめ、施設の適正な管理運営に努めるとともに市民の憩いと健康増進施設として引き続き実施してまいります。また、楽しく遊びながら健康づくりをコンセプトに、今年度から地方創生推進交付金を活用して実施している複合型スポーツアンドヘルスツーリズム事業についてもプログラムの検証を行い、平成30年度も引き続き、スパ・タラソ天草も活用しながらしてまいります。

国民健康保険事業につきましては、国は持続可能な国民皆保険制度の最後のとりでである国保制度を堅持するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律を実施し、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営を行うなど、中心的な役割を担うこととなりますが、市町村においては医療費適正化、国民健康保険税の収納、予防・健康づくり等の役割がますます重要となってまいります。本市においては特定健診の受診率も低く、1人当たりの医療費も県平均より高い状況にもあることから、健康づくりや疾病の重症化予防など、さらなる医療費適正化に向けた取り組みを実施してまいります。また、制度改正により国は県・市町村の取り組み状況に応じ

た支援策として、保険者努力支援制度による補助金交付を創設しました。努力次第で補助金もふえ、市民の皆様の健康維持・増進とあわせ、保険料の負担軽減にもつながりますので、市民の皆様には御理解と御協力をお願いしてまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、平成30年度から32年度を計画期間とする上天草市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、地域の支え合いによる地域包括ケアシステムの構築に向け、安心して暮らせる環境の整備を図るとともに、給付の適正化に努めてまいります。

昨年4月から取り組んでいる介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、高齢者の方々がより健康寿命を維持できるよう、事業者、団体、地域の協力も得ながら地域の実情に合ったサービスや事業展開に努めるとともに、通いの場など住民主体の介護予防活動への支援を継続して行ってまいります。また、認知症への支援策として、従来の取り組みに加え、新たに認知症初期集中支援チームの設置による早期発見・早期対応の体制を構築し、医療、介護、地域住民等の支援体制を整え、認知症の方やその家族を支援する事業を推進してまいります。

老朽化に伴う大矢野老人福祉センターの整備につきましては、大矢野町宮津地区に教育委員会所管の大矢野森記念図書館との複合施設として一体的に整備し、整備利用の相乗効果による市民サービスの向上や多世代の市民交流を促す拠点となるよう、複合施設整備計画検討委員会での検討を行いながら事業推進を図ってまいります。

次に、教育部門でございます。教育委員会におきましては、ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくりを目指し、学校・家庭・地域・行政が一体となって次代を担う子どもたちの育成を推進してまいります。学校教育におきましては、生きる力を育む学校教育の充実と学びを支える教育環境の充実を大きな2本の柱としています。生きる力を育む推進事業では2年間の研究指定校を指定し、取り組みを行うとともに、教職員に対する研修指導や校内研修等による指導力向上に引き続き努めてまいります。同時に、児童・生徒の確かな学力の育成と健康で安全な生活のできる資質や能力の育成を推進してまいります。あわせて、ふるさとを愛する心を育む教育推進事業や郷土学習等を核に道徳教育及び人権教育を充実させることにより、児童・生徒の生きる力を育む学校教育の実現に向けた取り組みを推進します。

学校教育の整備については、老朽化した上小学校改築事業を行うほか、市内の小中学校へのエアコン設置や学校ICT環境整備を図ります。また、支援が必要な児童・生徒への対応については、いじめ不登校アドバイザーやスクールソーシャルワーカー及び関係機関と連携することにより、不登校児童生徒の減少、未然防止策に努め、就学援助制度の推進や特別支援学級を設置するなどの支援を行います。なお、学校運営については、学校運営協議会制度を全ての学校に導入し、学校・家庭・地域との協働連携による学びを支える教育環境の充実を図ります。

社会教育におきましては、生涯学習の推進による地域の活性化と個性豊かな地域文化の振興を柱としています。生涯学習では、生きがいと豊かな心を持てるよう、いきいき成人大学や生涯学習発表会の開催、国際文化体験活動事業、人権教育についても引き続き実施します。また、地

域と学校の連携・協働により、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校共同活動を推進し、地域の教育力の向上を図るとともに、学校支援として地域未来塾を引き続き実施します。

文化振興では、市民共有の財産である伝統文化や芸術文化の継承活動を支援し、文化財の適性な保全活動に努めているところです。市史編さん事業ではいよいよ大詰めを迎え、平成31年度の発刊に向けて編さん中です。そして、次世代に継承する環境の整備や文化財等の活用による地域づくりを推進します。図書館の整備につきましては、健康福祉部門でも申しましたとおり、現在、大矢野町宮津地区の複合施設として整備するよう検討しており、市民の利便性はもちろん、多世代の交流が促進される施設となるよう引き続き検討を重ねながら進めてまいります。

スポーツ振興におきましては、多くの市民が安心・安全にスポーツやレクリエーションに親しめる機会を提供し、地域スポーツ及び学校部活動等の競技力向上のため、スポーツ指導者の育成を図るとともに、各種大会や合宿等の誘致に取り組みます。スポーツ施設の整備につきましては、松島総合センター「アロマ」のトイレ改修や大矢野総合スポーツ公園グラウンド改修の基本設計を行うなど、施設機能の向上に取り組みます。また、小学校の運動部活動を平成31年度から社会体育での活動となりますので、引き続き関係者への皆様からの御意見をいただき、円滑な社会体育への移行に取り組んでまいります。

最後に水道事業でございます。平成30年度の主な事業としましては、登立地区の中央配水地構築工事、倉江浄水場発電機施設整備工事、前島地区配水管布設替工事及び市内の老朽管漏水対策工事を実施します。また、上水道施設等データ整備及び管理システムの導入をあわせて実施することにより、安心・安全な上水の安定的な供給に進めてまいります。

以上、今後も本市が将来にわたって活力ある地域社会として発展し、市民の皆様が安心して暮らすことができ、希望の持てる上天草市を築いていけるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、施政方針の説明とさせていただきます。御清聴いただきありがとうございました。

○議長（園田 一博君） これで施政方針説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

日程第6 議案第2号 上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第2号、上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書の1ページをお願いします。議案第2号、上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。本年度における市職員の法令違反や不適切な事務処理事案が複数発生し、市民の皆様の信頼を損なう事態となっており、市の最高責任者としての責任を明らかにするため、平成30年4月の1カ月の市長及び副市長の給料月額を10%減額する内容の本議案を提案するものでございます。

提案理由としましては、市長及び副市長の給与を減額する必要がございますので、これが議案を提案する理由でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第 7	議案第 3号	上天草市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 4号	上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 5号	上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第 6号	上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第 7号	上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第 8号	上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第 9号	上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第14	議案第10号	天草四郎メモリアルホール条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第11号	上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第12号	上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第13号	上天草市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第14号	上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第15号	上天草市善意基金条例を廃止する条例の制定について
日程第20	議案第16号	上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する条例の制定について

日程第 2 1	議案第 1 7 号	上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 8 号	上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 9 号	上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第 2 4	議案第 2 0 号	上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 2 1 号	上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 2 2 号	上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 2 3 号	上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 2 4 号	上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の制定について
日程第 2 9	議案第 2 5 号	上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 2 6 号	平成 2 9 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 3 1	議案第 2 7 号	平成 2 9 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
日程第 3 2	議案第 2 8 号	平成 2 9 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 3	議案第 2 9 号	平成 2 9 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 4	議案第 3 0 号	平成 2 9 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 5	議案第 3 1 号	平成 2 9 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 3 6	議案第 3 2 号	平成 2 9 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 7	議案第 3 3 号	平成 2 9 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 8	議案第 3 4 号	平成 2 9 年度上天草市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 3 9	議案第 3 5 号	平成 3 0 年度上天草市一般会計予算
日程第 4 0	議案第 3 6 号	平成 3 0 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第 4 1	議案第 3 7 号	平成 3 0 年度上天草市診療所特別会計予算
日程第 4 2	議案第 3 8 号	平成 3 0 年度上天草市介護保険特別会計予算
日程第 4 3	議案第 3 9 号	平成 3 0 年度上天草市斎場特別会計予算
日程第 4 4	議案第 4 0 号	平成 3 0 年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
日程第 4 5	議案第 4 1 号	平成 3 0 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
日程第 4 6	議案第 4 2 号	平成 3 0 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 7	議案第 4 3 号	平成 3 0 年度上天草市電気事業特別会計予算
日程第 4 8	議案第 4 4 号	平成 3 0 年度上天草市水道事業会計予算
日程第 4 9	議案第 4 5 号	平成 3 0 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第 5 0	議案第 4 6 号	平成 3 0 年度上天草市下水道事業会計予算
日程第 5 1	議案第 4 7 号	指定管理者の指定について
日程第 5 2	議案第 4 8 号	市道路線の廃止及び認定について
日程第 5 3	議案第 4 9 号	工事請負契約の変更について
日程第 5 4	報告第 1 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（園田 一博君） 日程第 7、議案第 3 号から日程第 5 4、報告第 1 号まで以上 4 8 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） それでは、平成 3 0 年第 2 回上天草市議会定例会に提案します議案について御説明いたします。今定例会には先ほど説明いたしました、上天草市市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてなど、条例議案 2 4 件、平成 2 9 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）などの予算議案 2 1 件、指定管理者の指定について、市道路線の廃止及び認定について、工事請負契約の変更についての議案各 1 件、専決処分の報告についての報告案件 1 件、人事案件として上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについての同意案件 5 件、合計で 5 4 件を提出しております。

同意案件を除く、各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から順次議案内容の説明を求めます。

まず、議案第 3 号から議案第 9 号まで 7 件を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。あわせて議案説明資料の 1 ページをお願いいたします。

議案第3号、上天草市職員の修学部分休業に関する条例の制定について御説明いたします。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律の一部を改正する法律が平成16年8月1日に施行されたことにより、地方公務員法第26条の2において、修学部分休業に関する規定が創設されております。

近年、多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、より効率的に公務を行うため、大学等への修学を希望する職員がいることから、部分休業の取得を可能とする必要があるため、この条例を制定するものでございます。

なお、附則第2項及び第3項につきましては、条例の制定に伴い、技能労務職員及び水道局企業職員の修学部分休業に係る給与の減額を規定するものです。

提案理由といたしましては、地方公務員法第26条の2第1項第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を条例で定める必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。あわせて議案説明資料の3ページをお願いいたします。

議案第4号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の提案は、特別職報酬等審議会の専門的な知識を有する委員並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会を設置するため、当該協議会の委員の報酬額を新たに定めるものでございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき学校運営協議会を設置するため、当該協議会の委員の報酬額を定める等の必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。あわせて議案説明資料5ページをお願いいたします。

議案第5号、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

市長、副市長及び教育長の給与及び旅費については、給料月額は据え置き、期末手当の支給割合は、平成22年度の減額改定以降、支給割合を改めていないことにより、国に準じて改定を行っている県内他市との格差が生じていること等の理由から、この是正を図ることを目的として平成22年度の改定前の支給割合とする内容の特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、期末手当支給割合に関し、6月に支給する場合は100分の122.5を100分の140に、12月に支給する場合には100分の137.5を100分の150に引き上げ、また旅費については、上天草市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、それぞれ額を改正するものでございます。

提案理由といたしましては、特別職報酬等審議会の期末手当支給月数に関する答申を踏まえ、上天草市長等の期末手当の支給割合を改める等の必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。あわせて説明資料7ページをお願いいたします。

議案第6号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本議案は、平成29年人事院勧告に準じて一般職の職員の給与等を改正するものでございます。

概要を御説明させていただきます。

第1条は最初に、医療職給料表（一）を適用する職員に対し支給している初任給調整手当の限度額を月額41万3,800円から月額41万4,300円に増額するものでございます。

次に、平成29年12月に支給する勤勉手当の支給月数を一般職で100分の85を100分の95に、再任用職員で100分の40を100分の45に引き上げるものでございます。

次に、給料表の変更でございます。一般職給料表、医療職給料表（一）、（二）及び（三）を勧告に準じた給料月額に改正するものでございます。平均0.2%の引き上げとなっております。

第2条は、平成30年6月以降に支給する期末手当について、行政職給料表の適用を受けている職員で、その職務の級が7級である職員を特定幹部職員とし、支給月数を6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5とするものでございます。

次に、勤勉手当の支給月数を一般職で100分の95を100分の90に、再任用職員で100分の45を100分の42.5に引き下げ、特定幹部職員について100分の110とするものでございます。

次に、行政職給料表の適用を受ける職員の等級別基準職務表の変更でございます。5等級に統括支所長を加え、6等級については統括支所長を削り、政策審議員を加えるものでございます。なお、第1条につきましては第21条第3項、第23条及び第24条を除き、平成29年4月1日にさかのぼり適用することとしております。また、第2条につきましては平成30年4月1日からの施行としております。

提案理由としましては、人事院勧告に準じて職員の給料を改定する等のため、条例を改正する必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書26ページをお願いいたします。あわせて議案説明資料の31ページを

お願いいたします。

議案第7号、上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

上天草市一般職の職員の給与に関する条例第35条の規定に基づく特殊勤務手当は、著しく特殊な勤務に従事する者に対し、その勤務実績に応じて支給されるものであることから、今回、上天草市職員の特殊勤務手当条例に規定する特殊勤務手当のうち、医師手当について見直しを行うものです。

提案理由といたしましては、湯島へき地診療所における医師研究の実態を踏まえ、当該診療所の医師に対する特殊勤務手当を見直す等の必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。あわせて説明資料32ページをお願いいたします。

議案第8号、上天草市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、職員が県内に宿泊する場合に支給する宿泊料を国・県などと同様の定額に変更するものでございます。また、職員に支給する旅行諸費及び宿泊料について、旅行諸費を1,300円から2,200円に増額し、宿泊料を甲地方においては1万3,000円から1万2,000円に、乙地方においては1万1,000円から1万800円に減額するものでございます。

提案理由といたしまして、熊本県及び他市の状況を踏まえ、職員等の旅費に係る旅行諸費及び宿泊料を改める等の必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。

議案第9号、上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、新教育委員会制度における教育長の給与及び旅費につきましては、平成27年3月の上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正により、同条例の規定が適用されることから、上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する必要がございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う上天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴い、上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例を廃止する必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第10号から議案第11号まで2件を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしくお願ひいたします。

議案書の33ページをお願いします。あわせて説明資料の37ページをお願いします。

議案第10号、天草四郎メモリアルホール条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

天草四郎メモリアルホールの名称変更については、天草四郎メモリアルホール運営委員会の賛意をいただき、公募により新名称候補を募集し、応募があった中から新名称候補を天草四郎ミュージアムとする答申をいただいたところでございます。この答申を尊重し、平成30年度から天草四郎メモリアルホールの名称を天草四郎ミュージアムに変更するため、関係規定を整備するものでございます。また、本施設の名称変更に伴い、関係条例の規定の整理をあわせて行うものでございます。

提案理由といたしましては、天草四郎メモリアルホールの名称を天草四郎ミュージアムに変更する等のため、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案書34ページをお願いします。あわせて説明資料の43ページをお願いします。

議案第11号、上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

企業立地促進法が一部改正され、平成29年7月31日に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の略称でございますが、地域未来投資促進法として施行されました。この法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業を促進することを目的としております。本市におきましても、この地域経済牽引事業による企業立地を推進するため、企業立地の際の固定資産税の課税免除、または不均一課税の優遇措置等について規定する上天草市工場等設置奨励条例及び上天草市税特別措置条例を改正するものでございます。これまでは主に製造業が対象でしたが、地域経済索引事業については分野を問いませんので幅広い業種が活用可能となります。

提案理由といたしましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第12号を市民生活部長。

○市民生活部長（舩本 伸弘君） よろしくお願ひいたします。

議案書36ページをお願いします。

議案第12号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明い

たします。

国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村が保険税の賦課及び徴収をし、都道府県に納付金を納めるという仕組みになることに伴い、市町村の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てる旨を追加するとともに、関係法令に合わせて規定の形式を変更するものでございます。

この条例は平成30年4月1日から施行し、この条例による改正後の上天草市国民健康保険税条例は平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することといたします。

提案理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第13号から議案第23号まで、11件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案書38ページ、あわせて議案説明資料48ページをお願いいたします。

議案第13号、上天草市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例の一部改正は、市民の居住する建物住家が崖崩れにより一部破損した場合の見舞金の支給について、新たに規定するものでございます。内容につきましては、同条例の第3条第1項第3号の表、区分に一部破損（崖崩れによるものに限る。）を追加し、認定基準を住家の半壊に至らない程度の破損によって日常生活に著しく支障を与えるものと定め、別表においてその見舞金の支給額を3万円と規定するものでございます。また、あわせて、その他所要の規定の整備を行っております。なお、この条例は平成30年4月1日より施行いたします。

提案理由といたしましては、崖崩れによる住家の一部破損に対し、上天草市災害見舞金等支給条例に基づく、見舞金を支給する等のため、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案書40ページをお願いいたします。あわせて説明資料の50ページをお願いいたします。

議案第14号、上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例の一部改正は、教良木保育園の新園舎の建設による移転に伴い、当該保育園の位置を改めるため関係規定を整備するものでございます。内容といたしましては、第2条の表、教良木保育園の項中3179番地を3142番地の2に改めるものです。この条例は平成30年4月1日よりから施行いたします。

提案の理由といたしましては、教良木保育園の新園舎の建設による移転に伴い、当該保育園の位置を改める必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書41ページをお願いいたします。

議案第15号、上天草市善意基金条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

上天草市善意基金条例は、昭和47年7月6日水害に寄せられた全国各地からの善意を記念し、被災者救護を目的とした基金条例でございます。上天草市善意基金は、上天草市災害見舞金等支給条例に定める見舞金等を支給するための財源に充てる場合に処分することができることと定められていることから、平成17年度から平成22年度までについては、6万円から24万円を災害見舞金の財源として活用しておりましたが、当該災害見舞金の支給額が少額であったため、平成23年度以降は一般財源を充当しており、善意基金は活用されていなかったところでございます。

今般、特定目的基金の統合及び再編を進め、より効果的な財源として活用する観点から、また大規模災害時の見舞金等の支給につきましては、必要やむを得ない理由により生じた経費として財政調整基金の活用が可能であることから、上天草市善意基金を上天草市財政調整基金に統合するため、上天草市善意基金条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置といたしましては、この条例の施行の際、現に廃止前の上天草市善意基金条例の規定により、設置されていた基金に属する現金については、上天草市財政調整基金条例の規定により、設置されている基金に属するものとします。

提案理由といたしましては、特定目的基金の統合及び再編を推進する観点から、上天草市善意基金を上天草市財政調整基金に統合し、より効果的な財源として活用するため、上天草市善意基金条例を廃止する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書42ページをお願いいたします。

議案第16号、上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

上天草市篤志福祉増進基金条例は、篤志家の寄附金を福祉増進のために活用することを目的とした基金条例でございます。この基金は条例により本市在住の高齢者、身体障害者等に対する医療及び福祉の増進等のため活用することが定められておりますが、基金の活用は平成19年度に健康事業車の購入の財源として活用された1件のみでございました。

今般、特定目的基金の統合及び再編を進め、より効果的な財源として活用する観点から、福祉増進基金を設置目的等が類似している上天草市社会福祉振興基金に統合するため、上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

経過措置といたしましては、この条例の施行の際、現に廃止前の上天草市篤志福祉増進基金

条例の規定により、設置されていた基金に属する現金については、上天草市社会福祉振興基金条例の規定により、設置されている基金に属するものとします。

提案理由といたしましては、特定目的基金の統合及び再編を推進する観点から、福祉増進基金を上天草市社会福祉振興基金に統合し、より効果的な財源として活用するため、上天草市篤志福祉増進基金条例を廃止する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書43ページをお願いいたします。あわせて説明資料の51ページをお願いいたします。

議案第17号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例の一部改正は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係規定を整備するものでございます。内容につきましては、国民健康保険の運営を市と県が共同して行うことに伴う関係規定の整理及び被用者保険等保険者を代表する委員の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員への追加、並びに国民健康保険被保険者資格の適用除外規定等を加えるものです。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書45ページをお願いいたします。あわせて説明資料の53ページをお願いいたします。

議案第18号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例の一部改正は、保険料を徴収する被保険者の対象を改正するものでございます。

内容につきましては、上天草市の国民健康保険の住所地特例者であった者が資格取得により、後期高齢者医療の被保険者となった場合、当該被保険者の保険料を上天草市が徴収するよう改正するものです。

提案理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書46ページをお願いいたします。あわせて説明資料の55ページをお願い

いたします。

議案第 19 号、上天草市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正により、現在都道府県が実施している指定居宅介護支援事業者の指定等の事務が平成 30 年 4 月 1 日以降、市町村が実施することになることから、指定居宅介護支援事業の運営に関する基準等を定めるものでございます。

提案理由といたしましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準等を定める条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

続きまして、議案書 64 ページをお願いいたします。あわせて説明資料の 56 ページをお願いいたします。

議案第 20 号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例の一部改正は、第 7 期介護保険事業計画の策定に伴い、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 カ年の介護保険料率及び低所得者の保険料軽減について改正するとともに、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、第 1 号被保険者のみとされていた介護保険法第 214 条に規定する過料を課することができる対象者に第 2 号被保険者が加えられたため、関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行いたします。

提案の理由といたしましては、介護保険法第 117 条に基づく第 7 期介護保険事業計画の策定等に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

続きまして、議案書 66 ページをお願いします。あわせて説明資料の 57 ページをお願いいたします。

議案第 21 号、上天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例の一部改正は、指定地域密着型サービス事業に関して、国が定める省令の一部改正等を踏まえ、共生型地域密着型通所介護の基準の新設やサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準の創設等、必要な規定を整備するものでございます。

提案の理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書 79 ページをお願いします。あわせて説明資料の 90 ページをお願いいたします。

議案第 22 号、上天草市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例の一部改正は、指定地域密着型介護予防サービス事業に関して、国が定める省令の一部改正を踏まえ、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護における共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し等、必要な規定を整備するものでございます。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書 81 ページをお願いいたします。あわせて説明資料の 96 ページをお願いいたします。

議案第 23 号、上天草市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例の一部改正は、介護予防支援事業に関して国が定める省令の一部改正等を踏まえ、介護予防の効果的な支援の方法として、医療と介護の連携を強化するために具体的な取り扱い方針を追加する等、必要な規定を整備するものでございます。

提案の理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第 24 号から議案第 25 号まで 2 件を教育部長。

○教育部長（中 文近君） よろしくお願いいたします。

議案書 85 ページをお願いいたします。

議案第 24 号、上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金条例の制定について

て御説明いたします。

この条例は、若者の市内における定住を促進し、将来を担う人材を確保するため平成29年度に施行した上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成制度に要する経費の財源に充てるため設置するもので、基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。内容につきましては、第1条に設置目的を規定し、第2条から第7条までは基金の管理、運用及び処分等について規定しています。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

提案理由といたしましては、本市と市内事業者等が相互に連携し、上天草市奨学金貸与条例第12条の規定による奨学金の返還を支援することで、若者の市内における定住を促進し、将来を担う人材の育成を図り、もって地域経済の活力強化及び地元産業の活性化に資するため、上天草市未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成基金を設置する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案書87ページをお願いいたします。あわせて説明資料の105ページをお願いいたします。

議案第25号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例の一部改正は、松島総合センター「アロマ」メインアリーナ空調整備及び陸上競技場の改修に伴い、施設の使用料の一部を改定するものでございます。

内容につきましては、条例の別表(1)施設使用料の松島総合センター「アロマ」のメインアリーナに冷暖房費として、1階1時間当たり2,000円、全館1時間当たり3,000円を追加するものです。また、同表の陸上競技場の全面を削除し、体育活動以外の催し物に利用する場合の全面1時間当たり市内料金1,600円を4,800円に、市外料金3,200円を9,600円に改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める日から施行します。ただし、別表(1)の表、陸上競技場の部、全面の項を削る改正規定及び同部体育活動以外の催し物に利用する場合の項の改正規定は平成30年4月1日から施行します。

提案理由といたしましては、松島総合センター「アロマ」メインアリーナの空調設備の整備等に伴い、その使用料を改定するなどの必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第26号を総務企画部長。

○総務企画部長(和田 好正君) 議案書89ページをお願いいたします。

議案第26号、平成29年度上天草市一般会計補正予算(第9号)について御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付してありますので、読み上げて説明させていただきます。なお、100万円以下の補正につきましては説明を省略させていただきます。また、歳出予算のうち職員給与等の人件費につきましても説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。歳入歳出それぞれ3億60万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を184億1,947万2,000円とするものでございます。

5ページをごらんください。第2表の繰越明許費の補正は、25(款)衛生費、10(項)保健衛生費、スパ・タラソ天草外壁等改修事業のほか、27件合計15億4,952万2,000円を平成30年へ繰り越して事業を実施するものでございます。

7ページをごらんください。第3表の債務負担行為の補正は新聞記事利用許諾料のほか、57件の債務負担行為の限度額を4億1,217万2,000円とするものでございます。

10ページをごらんください。第4表の地方債の補正は、過疎対策事業債を1,260万円減額するなど、起債限度額の合計を22億186万8,000円とするものでございます。歳入の主なものについて御説明いたします。

14ページをごらんください。65(款)国庫支出金、10(項)国庫負担金、10(目)民生費国庫負担金は、1,921万8,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、国民健康保険基盤安定分負担金の交付決定により、保険者支援分を275万6,000円増額する一方、給付見込み額の減少に伴い、自立支援医療更生医療給付負担金161万3,000円、身体障害者等補装具費支給事業負担金112万2,000円、特別障害者手当等負担金134万5,000円、児童扶養手当負担金1,201万円、母子生活支援施設等負担金168万6,000円をそれぞれ減額するとともに、生活保護費負担金の交付決定により388万6,000円を減額するものでございます。

15ページをごらんください。65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は7,896万8,000円の減額でございます。

内訳といたしまして14ページをごらんください。

10(目)総務費国庫補助金2,059万8,000円の減額は、社会保障・税番号制度システム整備補助金の交付決定により452万1,000円、対象事業の実績見込みに伴い、地方創生拠点整備交付金690万5,000円及び、地方創生推進交付金917万2,000円を計上するものでございます。

15(目)民生費国庫補助金578万3,000円の減額は、給付見込み額の減少に伴い、障害者地域生活支援事業費補助金441万8,000円及び母子家庭高等職業訓練促進給付金事業補助金136万5,000円を計上するものでございます。

20(目)衛生費国庫補助金328万5,000円の減額は浄化槽設置整備事業の実績見込みにより、計上するものでございます。

15ページをごらんください。30(目)土木費国庫補助金4,871万5,000円の減額は、橋梁補修事業等に係る社会資本整備総合交付金及び海岸堤防等老朽化対策事業に係る防災・安全交付金の交付決定に伴い計上するものでございます。

16ページをごらんください。65(款)国庫支出金、20(項)委託金74万1,000円の増額

は、衆議院議員選挙費委託金等の確定に伴い、129万7,000円を増額するものなどがございます。

70(款) 県支出金、10(項) 県負担金が461万7,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、10(目) 民生費負担金245万4,000円の増額は、後期高齢者保険基盤安定負担金の交付決定により424万4,000円を減額する一方、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定により、879万7,000円を増額するものなどがございます。

25(目) 災害復旧費県負担金216万3,000円の増額は、災害査定による交付額の決定により農地災害復旧事業補助金を減額する一方、農業用施設災害復旧事業補助金を増額するものがございます。

18ページをごらんください。70(款) 県支出金、15(項) 県補助金は6,130万3,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、16ページをごらんください。10(目) 総務費県補助金659万2,000円の増額は、平成28年度熊本地震基金交付金市町村創意工夫事業233万円及び高校再編整備に伴う通学支援に係る路線バス運行補助金430万5,000円を交付決定に伴い、計上するものなどがございます。

15(目) 民生費県補助金3,431万9,000円の減額は、重度心身障害医療費助成事業に係る給付見込み額の減少により、重度心身障害者医療費補助金250万円と日中一時支援事業に係る給付見込み額の減少により、障害者地域生活支援事業費補助金220万9,000円、地域密着型サービス施設等整備補助金の申請件数の減により、介護基盤緊急整備補助金2,500万円及び介護基盤開設準備補助金540万円を計上するものがございます。

17ページをごらんください。20(目) 衛生費県補助金328万5,000円の減額は、浄化槽設置整備事業の実績見込みにより計上するものがございます。

25(目) 農林水産業費県補助金2,839万円の減額は、事業実績見込みにより新規就農総合支援事業補助金525万円、台風被害生産施設復旧対策事業補助金134万8,000円、団体営農業農村整備事業補助金563万8,000円を計上するとともに、森林病虫害防除事業の実績見込みにより熊本県森林病虫害防除事業補助金391万3,000円と交付決定額の減により、単県治山事業補助金198万8,000円及び水産物供給基盤機能保全事業補助金805万8,000円を計上するものがございます。

18ページをごらんください。70(款) 県支出金、20(項) 委託金124万3,000円の減額は、熊本県からの権限移譲事務において、熊本県港湾管理条例に基づく事務費等の実績見込みにより計上するものなどがございます。

80(款) 10(項) 寄附金6,030万円の増額は、今年度のふるさと応援寄附金を4億1,000万円と見込み、計上するものなどがございます。

85(款) 繰入金、10(項) 特別会計繰入金7,476万2,000円の増額は、平成28年度国民健康保険特別会計の決算により、余剰金が生じたことから一般会計からの法定外繰入金を返還するものがございます。

19ページをごらんください。85(款) 繰入金、15(項) 基金繰入金は2億4,515万6,000

円の減額でございます。

内訳といたしまして10（目）財政調整基金繰入金2億8,419万3,000円の減額は、歳出予算の減額により計上するものでございます。

50（目）奨学基金繰入金816万の減額は、奨学金貸付金額の確定により計上するものでございます。

60（目）善意基金繰入金4,297万5,000円、75（目）福祉増進基金繰入金463万6,000円の増額は、特定目的基金の廃止、統合等の整理を進め、より効果的な財源として活用する観点から、善意基金を財政調整基金にまた篤志福祉基金を社会福祉振興基金に統合するため計上するものでございます。

20ページをごらんください。95（款）諸収入、35（項）雑入517万7,000円の減額は、19ページをごらんください。収入見込みにより、生活保護費返還金181万1,000円。

20ページをごらんください。避難所を設置等に係る費用について支払われる防災減災費用保険280万2,000円を増額する一方、交付決定により地方スポーツ施設整備助成 t o t o 960万円を減額するものなどでございます。

21ページをごらんください。99（款）10（項）市債は2,820万円の減額でございます。

内訳といたしまして、20ページをごらんください。50（目）災害復旧事業債680万円の減額は、災害査定による事業費の決定等に伴う計上でございます。

55（目）過疎対策事業債1,260万円、21ページをごらんください。

75（目）合併特例債250万円、95（目）緊急防災・減災事業債630万円の減額は、充当事業の実績等により計上するものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

29ページをごらんください。15（款）総務費、10（項）総務管理費は6,368万8,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、23ページをごらんください。10（目）一般管理費2,272万9,000円の減額は、郵便料の値上げ等により不足する郵便料144万8,000円を増額する一方、実績見込みにより、普通旅費205万2,000円を減額するものなどでございます。

24ページをごらんください。15（目）財政管理費468万4,000円の減額は、公会計制度における統一的な基準による財務書類作成等について自前のできるようにするため、財務会計システム改修及び基準モデルによる財務書類作成等の業務委託への変更により、委託料の減額などの計上でございます。

20（目）文書広報費341万3,000円の減額は、広報上天草印刷代が入札によって単価が下がったことなどによる計上でございます。

26ページをごらんください。45（目）企画費585万5,000円の減額は、27ページをごらんください。地方バス運行等特別対策補助金の決定に伴い増額する一方、地方創生推進交付金事業であるチャレンジショップ改修補助金の事業実施を次年度へ変更したことにより減

額し、赤字欠損額の実績見込みにより、湯島航路助成金を減額するものなどの計上でございます。

28ページをごらんください。70(目)電子計算費928万1,000円の減額は、入札による情報系ネットワーク用サーバー等機器リース料。

29ページをごらんください。公開羅針盤のメール機能を見直したことによる利用料の減額及び契約方法の見直しにより、新たなセキュリティー対策に係るソフトウェア時利用料の減額などを計上するものでございます。

75(目)地域づくり推進事業1,096万5,000円の減額は、まちづくり事業推進助成金の実績による減額などの計上でございます。

30ページをごらんください。15(款)総務費、20(項)戸籍住民基本台帳費701万6,000円の減額は、住民基本台帳システム改修にかかる国の補助金交付決定額に合わせて減額するものでございます。

31ページをごらんください。15(款)総務費、25(項)選挙費584万7,000円の減額は、衆議院議員選挙費及び市議会議員選挙の実績による減額でございます。

34ページをごらんください。20(款)民生費、10(項)社会福祉費は6,624万1,000円の減額でございます。

内訳といたしまして32ページをごらんください。10(目)社会福祉総務費は293万9,000円の減額でございます。33ページをごらんください。主な要因といたしまして、国保会計保険基盤安定繰出金の決定により増額する一方、国保会計出産育児一時金繰出金の実績見込みによる減額、国保会計財政安定化支援繰出金の決定及び介護保険特別会計の事務費繰入金の減により、介護保険特別会計繰出金などを減額するものでございます。

15(目)社会福祉施設費113万円の減額は、姫戸老人福祉センターの修繕について県の補助金を活用し実施したことにより減額するものでございます。

20(目)障害者福祉費1,530万9,000円の減額は、本年度の給付見込みにより、重心医療助成金、特別障害者手当等扶助費、更生医療給付、身体障害者補装具費支給事業、日中一時支援事業などを減額するものでございます。

25(目)老人福祉3,901万円の減額は、34ページをごらんください。

施設開設準備経費助成金及び地域密着型サービス施設等整備補助金の交付申請実績による減額及び本市が措置している養護老人ホーム入所者の減により、老人ホーム保護措置費を減額するものなどでございます。

40(目)後期高齢者医療費565万8,000円の減額は、保険基盤安定負担金の額の決定により、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金を減額するものでございます。

35ページをごらんください。20(款)民生費、15(項)児童福祉費は5,022万円の減額でございます。

内訳といたしまして25(目)母子父子福祉費4,100万1,000円の減額は、高等職業訓練促進給付

金及び母子生活支援施設等措置費の実績見込みにより減額するとともに、受給者及び対象児童の減少に伴い、児童扶養手当を減額するものでございます。

40（目）子ども医療費357万1,000円の減額は、今年度から対象者を拡充した中学生の医療費の実績が見込みを下回ったことにより、子ども医療費助成金を減額するものなどでございます。

20（款）民生費、20（項）生活保護費1,600万円の減額は、被保護者の減等による生活扶助費及び介護サービス利用者の減による介護扶助費の減少により、不用額を計上するものでございます。

37ページをごらんください。25（款）衛生費、10（項）保健衛生費は3,887万8,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、35ページをごらんください。10（目）保健衛生総務費721万3,000円の減額は、36ページをごらんください。地域おこし協力隊員について本年度ライフキネティックライセンスのうちパブリックトレーナー資格がなくなったことにより、募集を取りやめたことから活動報償費及び活動助成金を減額するとともに、受診者数の実績見込みにより妊婦一般検診負担金などを減額するものでございます。

15（目）保健衛生施設費1,351万円の減額は、スパ・タラソ天草の海水運搬用タンクローリー車の購入費について、海水を直接取水する方法へ変更したことにより減額するものでございます。

20（目）予防費543万円の減額は、37ページをごらんください。

各種検診の受診者数及び予防接種の接種者数の実績により、減額するものなどでございます。

30（目）環境衛生費1,201万4,000円の減額は、実績見込みによる浄化槽設置整備補助金の減額などの計上でございます。

40ページをごらんください。35（款）農林水産業費、10（項）農業費は2,285万円の減額でございます。

内訳といたしまして、39ページをごらんください。

20（目）農業振興費1,921万1,000円の減額は、地域おこし協力隊員の採用者の減による活動報償費及び活動助成金の減額及び認定農業者支援事業補助金、営農促進事業、台風被害生産施設復旧対策事業補助金、新規就農総合支援事業青年就農給付金などの各種補助金の実績により減額するものでございます。

30（目）農地費203万7,000円の減額は40ページをごらんください。

県営ため池総合整備事業において、熊本県の事業計画の変更により平成30年度事業を前倒しすることに伴い、負担金を増額する一方、実績による市単独耕地事業補助金の減額などの計上でございます。

35（款）農林水産業費、15（項）林業費、15（目）林業振興費1,091万7,000円の減額は、森林病虫害等防除事業地上散布において事業実施方法の変更に伴う減額。

41ページをごらんください。実績見込みによる有害鳥獣駆除委託料及び県補助金の事業費枠

の減により、合津字雀島地区治山工事の減額を計上するものなどがございます。

4 2 ページをごらんください。3 5 (款) 農林水産業費、2 0 (項) 水産事業費は4,734万4,000円の減額でございます。内訳といたしまして、4 1 ページをごらんください。

1 5 (目) 水産振興費1,244万7,000円の減額は、遊休養殖場を活用したアサリブランドづくり推進事業において、アサリ稚貝の納入数の減による消耗品費及び農林水産業振興補助金の実績による減額などの計上でございます。

4 2 ページをごらんください。2 5 (目) 漁港建設費3,416万5,000円の減額は、水産物供給基盤機能保全事業において、補助金の交付決定に伴う事業費の縮小による委託料の減額、湯島漁港海岸の護岸改修工事について、台風2 1号により市道が崩壊したため、公共土木施設災害復旧事業として実施することによる減額及び入札結果により、大道漁港赤崎地区耐震診断業務委託料を減額するものなどがございます。

4 4 ページをごらんください。4 0 (款) 1 0 (項) 商工費は8,092万2,000円の減額でございます。

内訳といたしまして4 3 ページをごらんください。1 5 (目) 商工振興費9,852万2,000円の減額は、前島地区総合開発整備事業に係る社会資本整備総合交付金の減額に伴い、市道前島2号線道路改良工事を減額するとともに、新規海技士免許取得補助金を実績により減額するものなどがございます。

2 0 (目) 観光費2,035万8,000円の増額は、千巖山開発事業に係る展望台整備設計委託料を入札結果により減額する一方、4 4 ページをごらんください。実施設計により工事費が不足するため、千巖山ハートフル車道整備工事の増額及び天草四郎メモリアルホール入館者数の減により、不足する収入額を補填するため、一般会計繰出金を増額するものでございます。

4 5 ページをごらんください。4 5 (款) 土木費、1 5 (項) 道路橋梁費は4,266万9,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、1 0 (目) 道路維持費256万4,000円の減額は、道路防災点検委託料について、社会資本整備総合交付金の交付決定額に合わせて事業費を縮小したことによるものでございます。

1 5 (目) 道路新設改良費1,895万3,000円の減額は、古野賤ノ女線道路改良事業に係る社会資本整備総合交付金の決定額に合わせ、事業費を縮小したことによるものでございます。

2 0 (目) 橋梁費、橋梁維持費は橋梁補修事業に係る社会資本整備総合交付金の交付決定額に合わせて事業費の組み替えを行うものでございます。

2 5 (目) 道路舗装費2,115万2,000円の減額は、舗装補修事業に係る社会資本整備総合交付金の交付決定額に合わせて、市道環状北線舗装工事及び米山星平1号線舗装工事などの事業費を縮小したことによるものでございます。

4 5 (款) 土木費、2 0 (項) 河川費1,280万円の増額は、大矢野町登立岩谷地区で熊本県が実施している急傾斜工事において、熊本県の事業計画の変更により、平成3 0年度事業を前倒し

することに伴い、負担金の増額を計上するものでございます。

46ページをごらんください。45(款)土木費、25(項)港湾費は1,847万円の減額でございます。

内訳といたしまして、15(目)港湾建設費250万円の減額は、県工事負担金の変更に伴う県港湾事業負担金の計上でございます。

20(目)海岸保全費1,580万円の減額は、上天草港海岸長寿命化計画策定業務委託料について、海岸堤防等老朽化対策事業補助金の交付決定額に合わせて事業費を縮小したことによるものでございます。

45(款)土木費、30(項)都市計画費、10(目)都市計画総務費386万6,000円の減額は、戸建木造住宅耐震改修事業補助金を実績により減額するものでございます。

45(款)土木費、35(項)住宅費、15(目)住宅建設費969万2,000円の減額は、市営住宅改修工事に係る社会資本整備交付金の交付決定額に合わせて、事業費を縮小したことによるものでございます。

47ページをごらんください。50(款)10(項)消防費は1,205万円の減額でございます。

46ページをごらんください。内訳といたしまして20(目)消防施設費563万3,000円の減額は、消防小型ポンプ積載車について、2台購入予定であったが、ポンプ積載車を購入する分団の調整に時間を要したため、年度内にポンプ積載車の装備が完了せず、納車ができないことから、ポンプ積載車1台分を減額するものでございます。

30(目)防災管理費610万6,000円の減額は、47ページをごらんください。実績見込みにより排水機器等設置管理業務委託料及び避難場所等整備事業費補助金などを減額するものでございます。

48ページをごらんください。55(款)教育費、10(項)教育総務費は630万7,000円の減額でございます。内訳といたしまして、25(目)奨学資金費816万円の減額は、奨学金貸付金の額の確定による計上でございます。

55(款)教育費、15(項)小学校費、10(目)学校管理費2,017万円の減額は、スクールバス運行業務委託料の入札結果による減額などを計上するものでございます。

49ページをごらんください。55(款)教育費、20(項)中学校費、10(目)学校管理費590万7,000円の減額は、スクールバス運行業務委託料の入札結果による減額などを計上するものでございます。

51ページをごらんください。55(款)教育費、25(項)社会教育課費は426万円の減額でございます。内訳といたしまして、49ページをごらんください。

10(目)社会教育総務費307万1,000円の減額は、学芸員報酬について2人分を予算計上していたが、1人の採用となり、もう1人を事務補助の嘱託職員に振りかえたため、報酬の差額分を減額するものなどでございます。

52ページをごらんください。55(款)教育費、30(項)保健体育費は4,430万7,000円

の減額でございます。

内訳といたしまして51ページをごらんください。15(目) 体育施設費3,626万1,000円の減額は、スポーツの里づくり推進事業において、設計変更及び入札結果により、松島陸上競技場人工芝工事設計業務委託料、52ページをごらんください。

松島陸上競技場人工芝工事、松島総合運動公園陸上競技場観客席設置工事及び松島総合運動公園テニスコート観客席設置工事などを減額するものでございます。

25(目) スポーツ振興施設事業費528万6,000円の減額は、大矢野総合体育館武道場LED化取り替え修繕費において水銀灯からLED灯へ取り替え修繕から水銀灯の球替えに修繕内容を変更したことにより減額するものでございます。

53ページをごらんください。60(款) 災害復旧費、10(項) 農林水産施設災害復旧費371万8,000円の減額は、農業用施設等の災害復旧工事に係る災害査定による事業費の確定により計上するものでございます。

70(款) 諸支出金、20(項) 基金費1億680万1,000円の増額は、特定目的基金の廃止、統合等の整理を進め、効果的な財源として活用する観点から善意基金を廃止し、同様の目的に活用可能な財政調整基金に統合するため、財政調整基金積立金4,297万6,000円、篤志福祉増進基金を廃止し、目的と処分方法が類似している社会福祉振興基金に統合するため、社会福祉振興基金積立金463万7,000円、ふるさと応援寄附金の増額計上により、ふるさと応援基金積立金6,000万円などを計上するものでございます。

54ページをごらんください。75(款) 10(項) 予備費は、歳入歳出予算額の調整のため、1億6,890万2,000円を増額するものでございます。以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(園田 一博君) ここで昼食のため休憩します。なお、再開は午後1時15分といたします。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 1時15分

○議長(園田 一博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第27号から議案第29号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長(辻本 智親君) お疲れさまです。よろしく申し上げます。

議案書の90ページをお願いします。

議案第27号、平成29年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の55ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ1億4,770万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億6,472万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

58ページをごらんください。40(款)共同事業交付金1億3,684万8,000円の増額は、熊本県国保連合会からの確定通知により高額医療費共同事業交付金1億1,590万3,000円及び保険財政共同安定化事業交付金2,094万5,000円を増額するものでございます。

55(款)繰入金1,070万3,000円の増額は、一般会計繰入金について給付見込み額の減により、出産育児一時金等繰入金280万円及び財政安定支援繰入金の決定により138万円を減額する一方、保険基盤安定繰入金の決定により1,540万3,000円を増額するものなどでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

59ページをごらんください。10(款)総務費56万9,000円の減額は、嘱託職員の雇用実績により報酬52万円を減額するものなどでございます。

15(款)保険給付費86万9,000円の増額は、実績見込みにより出産育児一時金420万円及び葬祭費28万円を減額する一方、診療報酬保険者負担金534万9,000円を増額するものでございます。

30(款)共同事業拠出金4,124万6,000円の減額は、熊本県国保連合会からの確定通知により高額医療費共同事業負担金拠出金1,669万円及び保険財政共同安定化事業拠出金2,455万6,000円を減額するものでございます。

35(款)保健事業費169万3,000円の減額は、実績見込みにより、特定健診事業負担金171万1,000円を減額するものなどでございます。

50(款)諸支出金7,419万3,000円の増額は、特別調整交付金の決定により保健事業に係る上天草総合病院繰出金73万6,000円を減額する一方、療養給付費等負担金の確定による返納金16万7,000円及び平成28年度決算による法定外繰入金の返還に伴う一般会計繰出金7,476万2,000円を増額するものでございます。

55(款)予備費1億1,615万1,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が平成29年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書91ページをお願いします。

議案第28号、平成29年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の64ページをお願いします。歳入歳出それぞれ317万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,496万5,000円とするものでございます。

67ページをごらんください。第2表の債務負担行為の補正は、僻地医療支援病院医師派遣委託料のほか3件の債務負担行為の限度額を390万3,000円とするものでございます。

68ページをごらんください。第3表の地方債の補正は、過疎対策事業債の起債限度額を80万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

69ページをごらんください。10(款)事業収入290万円の減額は、診療報酬等の見込み額の減少によるものでございます。

21(款)県支出金20万4,000円の減額は、医療機器購入に伴う僻地診療設備整備費補助金の交付決定によるものでございます。

35(款)諸収入17万1,000円の減額は、湯島中学校の学校医報酬を減額するものでございます。

40(款)市債10万円の増額は、医療機器整備費事業の実績見込みにより過疎対策事業債を増額するものでございます。

次に歳出について御説明いたします。

70ページをごらんください。10(款)総務費249万7,000円の減額は、実績見込みにより歯科診療業務委託料75万円を増額する一方、職員手当等122万6,000円、医薬材料費150万円を減額するものなどでございます。以上が平成29年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書92ページをお願いします。議案第29号、平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の73ページをお願いします。歳入歳出それぞれ105万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億2,179万4,000円とするものでございます。

76ページをごらんください。第2表の債務負担行為の補正は、地域包括ケアシステム保守料のほか20件の債務負担行為の限度額を5,881万5,000円とするものであり、歳入について御説明いたします。

74ページをごらんください。10(款)保険料285万2,000円の増額は、実績見込みにより、現年度分特別徴収保険料分256万7,000円及び現年度分普通徴収保険料28万5,000円を増額するものでございます。

15(款)使用料及び手数料10万4,000円の減額は、実績見込みにより、地域支援事業サービ

ス利用料を減額するものでございます。

20(款) 国庫支出金287万9,000円、25(款) 支払い基金交付金435万4,000円、30(款) 県支出金143万9,000円の増額は、地域支援事業費の実績見込みにより、それぞれ増額するものでございます。

45(款) 繰入金1,098万円の減額は、地域支援事業費の実績見込みにより194万4,000円増額する一方、実績見込みにより事務費繰入金1,241万9,000円を減額するものなどでございます。

60(款) 諸収入149万1,000円の減額は、実績見込みにより新予防給付・総合事業ケアプラン作成料143万1,000円を減額するものなどでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

78ページをごらんください。10(款) 総務費1,401万4,000円の減額は、実績見込みにより、10(項) 総務管理費13万6,000円、35(項) 地域包括支援センター運営事業費1,387万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

45(款) 地域支援事業費1,296万7,000円の増額は、実績見込みにより、15(項) 包括的支援事業・任意事業費258万5,000円を減額する一方、10(項) 介護予防・生活支援サービス事業費1,555万2,000円を増額するものでございます。

50(款) 予備費4,000円の減額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第30号を市民生活部長。

○市民生活部長(舩本 伸弘君) よろしく願いします。議案書の93ページをお願いします。

議案第30号、平成29年度上天草市斎場特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の83ページをお願いします。歳入歳出それぞれ34万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,264万5,000円とするものでございます。

86ページをごらんください。第2表の債務負担行為の補正は、斎場浄化槽管理手数料のほか、4件の債務負担行為の限度額を74万5,000円とするものでございます。

歳入について御説明申し上げます。

87ページをごらんください。10(款) 使用料及び手数料34万円の減額は、実績見込みにより、斎場使用料を減額するものでございます。

次に歳出について御説明いたします。

88ページをごらんください。10(款) 総務費34万円の減額は不用額として燃料費10万円及び修繕費24万円を減額するものでございます。

以上が、平成29年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第31号を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしく願いいたします。

議案書の94ページをお願いします。議案第31号、平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の91ページをお願いします。歳入歳出それぞれ362万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,732万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

94ページをごらんください。10（款）事業収入954万円の減額は、入館料の見込み額の減少によるものでございます。

35（款）繰入金600万円の増額は、入館料収入の減額を補填するため、一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

95ページをごらんください。10（款）総務費186万1,000円の減額は、アテンダントの欠員に伴い、報酬等を減額するものなどでございます。

15（款）施設費175万9,000円の減額はサンタマリア館収蔵品購入等の実績により減額するものなどでございます。

以上が平成29年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第32号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしく願いいたします。

議案書95ページをお願いします。議案第32号、平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の98ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ565万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,017万7,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

101ページをごらんください。25（款）繰入金565万8,000円の減額は、保険基盤安定負

担金の確定に伴い、一般会計からの保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

102ページをごらんください。15（款）後期高齢者医療広域連合納付金565万8,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、広域連合保険基盤安定負担金を減額するものでございます。

以上が平成29年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第33号を病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） お疲れさまです。よろしく申し上げます。

議案書96ページをお願いします。議案第33号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いします。第2条、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ73万6,000円減額し、38億2,886万1,000円とするものでございます。

収入について御説明いたします。

3ページをごらんください。1（款）病院事業収益、5（項）健康管理センター収益、1（目）補助金73万6,000円の減額は、国民健康保険調整交付金保健事業に係る事業の実績額が減額となる見込みのため、当該補助金を減額するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

1（款）病院事業費用、11（項）1（目）予備費73万6,000円の減額は、収入支出予定額の総額の調整によるものでございます。

以上が平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第34号を建設部長。

○建設部長（藤島 幸治君） よろしく願いいたします。

議案書の97ページをお願いします。議案第34号、平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いします。第2条、平成29年度上天草市下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収益的収入予定額は122万2,000円を増額し、3億57万9,000円とし、収益的支出予定額は306万8,000円を増額し、2億6,901万9,000円とするものでございます。

収入について御説明いたします。

3ページをごらんください。1(款)下水道事業収益、2(項)営業外収益、4(目)長期前受金戻入122万2,000円増額は、減価償却費の確定に見合う分の長期前受金を収益として計上するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

4ページをごらんください。1(款)下水道事業費用、1(項)営業費用295万5,000円増額は、4(目)総係費において下水道新規加入者の減により受益者分担金前納報奨金81万2,000円を減額し、5(目)減価償却費を376万7,000円計上するものでございます。

2(項)営業外費用、1(目)支払い利息及び企業債取扱諸費11万3,000円増額は、地方債元利償還金(利息)を計上するものでございます。

2ページに戻りまして、第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的支出予定額につきましては、1(款)資本的支出、3(項)企業債償還金416万1,000円を増額し、支出総額を2億4,615万円とするものでございます。第3条予算第4条本文括弧書きにつきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,657万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額414万円、当年度分損益勘定留保資金8,309万3,000円及び当年度利益剰余金処分額2,933万9,000円で補填するものでございます。

以上が平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算(第3号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、議案第35号を総務企画部長。

○総務企画部長(和田 好正君) よろしく願いいたします。

議案書98ページをお願いいたします。議案第35号、平成30年度上天草市一般会計予算について御説明いたします。

予算書1ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億1,156万5,000円と定めるものでございます。

7ページをごらんください。第2表の債務負担行為については、防災行政無線デジタル化整備事業に係る平成31年度の限度額を5億625万4,000円と定めるものでございます。

8ページをごらんください。第3表の地方債については起債の限度額の額を28億1,010万円と

し、利率、借入先、償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

10 ページをごらんください。10（款）市税は22億7,166万2,000円で前年度比2,026万2,000円の減額でございます。

主な要因としては、平成30年度は固定資産の3年ごとの評価替え年度であり、固定資産税の減額が見込まれることによるものでございます。

25（款）地方消費税交付金は前年度の交付実績を勘案し、4億8,340万円を計上しており、前年度比2,060万円の減額でございます。なお、平成26年4月の消費税率引き上げに伴う増額分につきましては、引き続き社会保障関係経費に充当することとしているところでございます。

45（款）地方交付税は75億4,100万円で前年度比7,100万円の減額でございます。これは、普通交付税において平成30年度地方財政計画における地方交付税2.0%の減及び本市における普通交付税の合併算定替えの段階的縮減による影響を勘案し、減額したことによるものでございます。

65（款）国庫支出金は20億8,816万7,000円で道路橋梁費補助金における社会資本総合整備交付金の増等に伴い、前年度比1億894万2,000円の増額でございます。

70（款）県支出金は13億996万8,000円で林業費補助金における熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業補助金の新規計上等により、前年度比2億2,053万5,000円の増額でございます。

80（款）寄附金は3億5,030万円で、ふるさと応援寄附金の増により、前年度比2億5,030万円の増額でございます。

85（款）繰入金は13億8,878万5,000円で前年度比7億5,527万2,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、（仮称）大矢野町宮津地区複合施設整備事業の財源として地域福祉基金繰入金2億円、図書館建設基金繰入金3億2,000万円を計上しているところでございます。

99（款）市債は28億1,010万円で前年度比7億7,860万円の増額でございます。

主な要因としましては、（仮称）龍ヶ岳保育園新築事業及び（仮称）大矢野宮津地区複合施設整備事業に係る合併特例債の増によるものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

11 ページをごらんください。10（款）議会費は1億4,507万5,000円で議員共済組合負担金の負担率改定などにより、前年度比82万6,000円の減額でございます。15（款）総務費は20億1,336万5,000円で前年度比1億2,461万4,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、大矢野庁舎非常用電源導入事業5,764万3,000円、ふるさと納税事務事業1億8,170万1,000円を計上しているところでございます。

20（款）民生費は68億1,366万7,000円で前年度比12億2,607万6,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、（仮称）大矢野宮津地区複合施設整備事業7億2,000万円、障害者自立支援事業に係る介護給付費等7億9,140万円、（仮称）龍ヶ岳保育園新築事業4億7,745万8,000円、私立保育園施設型給付費10億986万7,000円、私立保育園施設整備に係る保育所等整備

補助金1億1,737万6,000円を計上しているところでございます。

25(款)衛生費は16億3,055万2,000円で前年度比1億235万円の減額でございます。主なものといたしまして公的病院等運営費補助金8,180万5,000円、ごみ収集運搬委託料8,305万円、上天草衛生施設組合負担金1億3,292万3,000円、天草広域連合衛生費負担金3億628万8,000円を計上しているところでございます。

35(款)農林水産業費は9億464万7,000円で前年度比2億5,167万7,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、後山排水機場ポンプ設備改修工事4,206万6,000円、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業補助金1億740万円、牟田漁港1号防波堤機能保全工事1億円を計上しているところでございます。

40(款)商工費は9億2,906万1,000円で前年度比7,234万円の減額でございます。

主なものといたしまして、千巖山前島地区総合開発事業に係る市道前島2号線改良工事6,000万円、観光交流拠点施設建築工事8,967万9,000円、観光活性化拠点施設建築工事8,442万1,000円、前島観光拠点施設外構工事1億4,000万円、市道前島2号線道路改良に係る水道管布設替え負担金6,200万円、天草四郎観光協会補助金3,493万1,000円を計上しているところでございます。

45(款)土木費は12億2,601万5,000円で前年度比4億580万8,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、市道永浦樋合2号線道路改良工事1億9,000万円、樋島大橋補修工事1億5,000万円、市道舗装工事1億3,500万円を計上しているところでございます。

50(款)消防費は9億8,018万8,000円で前年度比3億1,661万8,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、天草広域連合消防費負担金4億8,905万5,000円、防災行政無線デジタル化整備工事3億3,130万円を計上しているところでございます。

55(款)教育費は13億2,944万4,000円で前年度比3億5,888万9,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、小学校スクールバス運行業務委託料は8,410万9,000円、上小学校校舎改築実施設計業務委託料3,942万7,000円、中南小学校簡易型校舎新築工事3,600万円、中学校スクールバス運行業務委託料6,409万8,000円を計上しているところでございます。

60(款)災害復旧費は1,054万9,000円で前年度比933万1,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、下老岳2号線道路災害復旧工事調査解析業務委託料1,000万円の計上によるものでございます。

65(款)公債費は25億2,210万円で、地方債元利償還金の増により前年度比1,520万円の増額でございます。

70(款)諸支出金は、3億7,690万2,000円で前年度比2億4,883万9,000円の増額でございます。主な要因としまして、ふるさと応援基金積立金寄附金分3億5,000万円の計上によるものでございます。

以上が一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により

議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第36号から議案第38号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしくよろしくお願いいたします。

議案書の99ページをお願いします。

議案第36号、平成30年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の158ページをお願いします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を43億5,268万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

162ページをごらんください。10（款）国民健康保険税は7億391万8,000円で前年度比807万4,000円の増額でございます。

主な要因としましては、被保険者数の減少を見込むものの保険税徴収率の向上による増額を見込んだものでございます。

30（款）県支出金は32億8,205万9,000円で、前年度比29億3,940万1,000円の増額でございます。これは国保制度改正により、保険給付費の全額及び国からの調整交付金を県から交付することとなったため増額を見込んだものでございます。

55（款）繰入金は3億4,883万4,000円で、財政調整基金繰入金及び一般会計繰入金の減に伴い、前年度比1億4,728万9,000円の減額でございます。なお、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金については国保制度改正により、県が財政運営の責任主体となることから廃止するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

163ページをごらんください。15（款）保険給付費は31億6,713万8,000円で前年度比799万3,000円の増額でございます。

主な要因としては、被保険者数の減少を見込むものの1人当たりの医療費が増加傾向にあることから増額するものでございます。

16（款）国民健康保険事業費納付金11億1,045万1,000円は、国保制度改正により徴収した保険税等を県へ納付する納付金制度の導入に伴い、新たに計上するものでございます。

30（款）共同事業拠出金は、国保制度改正により、退職者医療共同事業費等拠出金のみの計上により、前年度比12億3,424万3,000円の減額でございます。

35（款）保健事業費は3,592万1,000円で受診率向上に向けた特定健診保健指導事業費の増により前年度比332万2,000円の増額でございます。

なお、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等及び介護納付金については、国保制度改正により、県が財政運営の責任主体となることから廃止するものでございます。

以上が平成30年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の概要でございます。提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の100ページをお願いします。

議案第37号、平成30年度上天草市診療所特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の178ページをお願いします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を6,265万4,000円と定めるものでございます。

181ページをごらんください。第2表の地方債については、起債の限度額を50万円とし、利率、借入先及び償還の方法を定めるものでございます。歳入の主なものについて御説明いたします。

183ページをごらんください。10（款）事業収入は3,613万5,000円で診療報酬等の減により、前年度比199万5,000円の減額でございます。

21（款）県支出金は138万8,000円で僻地診療所運営費補助金等の減により、前年度比147万4,000円の減額でございます。

25（款）繰入金は2,330万1,000円で一般会計繰入金の増により、前年度比134万9,000円の増額でございます。

40（款）市債50万円は、医療機器整備事業に係る過疎対策事業債を計上するものでございます。

次に歳出の主なものについて御説明いたします。

184ページをごらんください。10（款）総務費は6,092万9,000円で前年度比245万8,000円の減額でございます。

内訳といたしましては、10（目）一般管理費は職員の人件費と診療所の維持管理経費等3,657万8,000円、15（目）研究研修費は、医師の医療研修旅費等105万1,000円、20（目）医療費は医薬材料費、歯科診療業務委託料及び超音波画像診断装置の購入費等2,330万円を計上するものでございます。

15（款）公債費152万5,000円は、施設設備整備事業に係る地方債の元利償還金を計上するものでございます。

以上が平成30年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の101ページをお願いします。

議案第38号、平成30年度上天草市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定めるものがございます。

別冊予算書の196ページをお願いします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を33億9,413万4,000円と定めるものがございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

200ページをごらんください。10(款)保険料は5億4,040万4,000円で65歳以上の第1号被保険者の保険料の減により、前年度比594万7,000円の減額でございます。20(款)国庫支出金は9億606万5,000円で、介護給付費負担金の減額等により、前年度比1,767万7,000円の減額でございます。

25(款)支払基金交付金は9億275万円で前年度比2,215万4円の減額でございます。主な要因としましては40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する介護給付費標準給付見込み額の減によるものがございます。

30(款)県支出金は4億8,407万6,000円で、介護給付費負担金の減により前年度比1,506万9,000円の減額でございます。

45(款)繰入金は5億3,493万7,000円で、介護給付費繰入金及び介護給付費準備基金繰入金の減等により、前年度比2,777万6,000円の減額でございます。

60(款)諸収入は2,561万6,000円で新予防給付・総合事業ケアプラン作成料の減により、前年度比61万2,000円の減額でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

201ページをごらんください。10(款)総務費は7,611万3,000円で前年度比較1,633万9,000円の減額でございます。主なものといたしましては10(項)総務管理費673万1,000円、20(項)介護認定審査会費4,357万円、35(項)地域包括支援センター運営事業費2,421万2,000円を計上するものがございます。

15(款)保険給付費は31億2,268万7,000円で前年度比1億1,817万2,000円の減額でございます。

主なものとしましては10(項)介護サービス等諸費27億3,057万4,000円、15(項)介護予防サービス等諸費1億2,171万4,000円、25(項)高額介護サービス費7,000万9,000円、30(項)特定入所者介護サービス等費、1億7,900万8,000円、35(項)高額医療合算介護サービス等費1,801万9,000円などを計上するものがございます。

45(款)地域支援事業費は1億9,135万7,000円で前年度比4,406万5,000円の増額でございます。

主なものといたしましては、10(項)介護予防・生活支援サービス事業費1億505万2,000円、15(項)包括的支援事業・任意事業費、8,617万7,000円などを計上するものがございます。

以上が平成30年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります、これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第39号を市民生活部長。

○市民生活部長（舩本 伸弘君） よろしく申し上げます。

議案書の102ページをお願いいたします。

議案第39号、平成30年度上天草市斎場特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の219ページをお願いします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を1億6,253万円と定めるものでございます。

222ページをごらんください。第2表の地方債については、起債の限度額を1億900万円とし、利率、借入先及び償還の方法を定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。224ページをごらんください。10（款）使用料及び手数料は902万円で斎場使用料について、前年度と同額を計上するものでございます。

20（款）繰入金は4,431万円で一般会計繰入金及び斎場基金繰入金の増により前年度比3,074万8,000円の増額でございます。

35（款）市債は1億900万円で斎場火葬炉設備、新規改修事業に係る合併特例債を計上するものでございます。

次に歳出の主なものについて御説明いたします。

225ページをごらんください。10（款）総務費は1億6,220万5,000円で前年度比1億3,994万円の増額でございます。

主なものといたしましては、斎場管理嘱託職員4人分の報酬864万円をはじめ、施設設備等の維持管理経費を計上するとともに、老朽化している火葬炉や建屋の大規模改修による工事費1億4,677万2,000円を計上するものでございます。

以上が平成30年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが本議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第40号から議案第41号まで、2件を経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしく申し上げます。

議案書の103ページをお願いします。

議案第40号、平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の230ページをお願いします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額

を2,738万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

234ページをごらんください。10(款)事業収入は2,274万6,000円で入館料の増により、前年度比44万7,000円の増額でございます。

35(款)繰入金は地方創生推進交付金事業の計上等に伴い、繰入金409万4,000円を計上するものでございます。

235ページをごらんください。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

10(款)総務費は2,738万9,000円で前年度比452万7,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、館長及びアテンダント5名分の報酬997万2,000円をはじめ施設設備等の維持管理経費を計上するとともに、地方創生推進交付金を活用した企画展示、瞑想空間での定期公演及び管内サイン多言語化事業等に係る経費624万円を計上するものでございます。

以上が平成30年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして議案第41号について御説明いたします。

議案書の104ページをお願いします。議案第41号、平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書241ページをお願いします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を413万8,000円と定めるものでございます。

歳入について御説明いたします。

245ページをごらんください。10(款)使用料及び手数料は169万8,000円で阿村港区物揚場使用料の増により前年度比29万2,000円の増額でございます。

15(款)繰入金は244万円で一般会計繰入金の減により前年度比29万3,000円の減でございます。

次に歳出について御説明いたします。

246ページをごらんください。15(款)公債費は413万8,000円で阿村港区物揚げ場建設に係る元利償還金を計上するものでございます。

以上が平成30年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第42号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしくお願ひいたします。

議案書の105ページをお願いします。

議案第42号、平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の250ページをお願いします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を3億8,800万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

251ページをごらんください。10（款）後期高齢者医療保険料は2億2,619万円で前年度比1,602万6,000円の増額でございます。

主な要因としましては、被保険者数の増加に伴うもので、熊本県後期高齢者医療広域連合の保険料算出によるものでございます。

16（款）国庫支出金は37万5,000円で平成31年度の保険料軽減特例の見直しに伴う、システムの改修に係る高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を計上するものでございます。

25（款）繰入金は1億5,895万8,000円で前年度比較53万8,000円の減額でございます。

内訳としましては、一般会計からの事務費繰入金390万4,000円、保険基盤安定繰入金1億5,438万2,000円及びはりきゅう施術助成費に係るその他繰入金67万2,000円を計上するものでございます。

35（款）諸収入は238万3,000円で前年度比21万3,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、熊本県後期高齢者医療広域連合からの過年度過誤納分保険料還付金224万2,000円などを計上するものでございます。

次に歳出の主なものを御説明いたします。

255ページをごらんください。10（款）総務費は437万9,000円で、前年度比37万6,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、被保険者の資格管理や保険料の徴収に係る事務経費をはじめ、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修経費を計上するものでございます。

15（款）後期高齢者医療広域連合納付金は3億8,067万4,000円で、前年度比1,554万7,000円の増額でございます。

内訳といたしまして保険料等負担金2億2,629万2,000円及び保険基盤安定負担金1億5,438万2,000円を計上するものでございます。

20（款）保健事業費67万2,000円は、はりきゅう施術助成金を計上するものでございます。

25（款）諸支出金、228万1,000円は過年度過誤納分保険料還付金等を計上するものでございます。

以上が平成30年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第43号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 議案書の106ページをお願いいたします。

議案第43号、平成30年度上天草市電気事業特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の260ページをお願いいたします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を4,735万1,000円と定めるものでございます。

261ページをごらんください。歳入について御説明いたします。

10（款）事業収入は、太陽光発電の売電収入4,735万1,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。265ページをごらんください。10（款）総務費は、太陽光発電施設の光熱水費及びリース料3,822万9,000円を計上するものでございます。

以上が平成30年度上天草市電気事業特別会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に議案第44号を水道局長。

○水道局長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。

議案書107ページをお願いいたします。

議案第44号、平成30年度上天草市水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。平成30年度上天草市水道事業会計の予算について御説明いたします。

第2条は業務の予定量について定めるものでございます。給水件数1万1,650件、年間総給水量236万6,487立方メートル、1日平均給水量6,484立方メートルでございます。主な建設改良事業は、登立地区 中央配水池構築工事2,000万円、倉江浄水場発電施設整備工事5,000万円、前島地区配水管布設替工事4,000万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入第1（款）水道事業収益は9億7,453万円で内訳については記載のとおりでございます。

支出第1（款）水道事業費用9億7,453万円で内訳については記載のとおりでございます。

2ページをごらんください。第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入第1（款）資本的収入は2億4,840万円で内訳については記載のとおりでございます。

支出第1（款）資本的支出は5億8,010万2,000円で内訳については記載のとおりでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,170万2,000円は過年度損益勘定留保資金2億9,470万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,699万5,000円で補填するものでございます。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

起債の限度額については、1億3,000万円と定めるものでございます。

3ページをごらんください。第6条は一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費については、職員給与費1億255万6,000円、交際費3万円と定めるものでございます。

第8条は、水道事業会計の経営基盤確立のため一般会計から補助を受ける金額を1億5,000万円と定めるものでございます。

第9条は棚卸資金の購入限度額を1,500万円と定めるものでございます。

収益的収入の主なものについて御説明いたします。

4ページをごらんください。1（款）水道事業収益、1（項）営業収益7億6,582万円8,000円は、主に水道料金を計上するものでございます。

2（項）営業外収益2億870万2,000円は、一般会計補助金、新規水道加入金、長期前受金戻入などでございます。

次に、収益的支出の主なものについて御説明いたします。

6ページをごらんください。1（款）水道事業費用、1（項）営業費用は8億5,444万4,000円でございます。

内訳としまして、1（目）原水及び浄水費3億1,796万1,000円、2（目）配水及び給水費1億1,714万1,000円。

7ページをごらんください。4（目）総係費8,963万円。

8ページをごらんください。5（目）簡易水道費577万4,000円、6（目）減価償却費3億2,193万7,000円、7（目）資産減耗費200万円を計上するものでございます。

9ページをごらんください。2（項）営業外費用は、7,627万6,000円で企業債等の償還利息及び消費税及び地方消費税見込み額を計上するものでございます。資本的収入の主なものについて御説明いたします。

10ページをごらんください。資本的収入につきましては、企業債借入金1億3,000万円、国庫補助事業に伴います国庫補助金3,640万円及び前島地区配水管布設替工事等負担金8,200万円を計上するものでございます。

次に11ページをごらんください。資本的支出の主なものについて御説明いたします。

1（款）資本的支出、1（項）建設改良費、1（目）建設改良費は3億464万円でございます。

内訳としまして、委託料2,754万円工事請負費2億7,700万円を計上するものでございます。

2（目）営業設備費1,483万2,000円は、戸別量水器定期取りかえに伴います購入費及び送水ポンプ取りかえ等を計上するものでございます。2（項）企業債償還金は2億5,577万6,000円、3（項）過疎債償還金は485万4,000円を計上するものでございます。

以上が平成30年度上天草市水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時26分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第45号を病院事務長。

○病院事務長（尾崎 忠男君） よろしく申し上げます。

議案書の108ページをお願いします。議案第45号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり、定めるものでございます。

別冊予算書の1ページをお願いします。平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算について御説明いたします。

第2条は業務の予定量について定めるものでございます。病院の業務予定量につきましては、病床数は195床のうち療養病床が46床でございます。年間患者数は入院が6万590人で、病床利用率85.1%を予定しております。

外来では以下12万6,936人、歯科3,444人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院は166人、外来では以下516人、歯科14人を予定しております。

主な建設改良事業は、施設整備費及び器械及び備品購入費として1億1,414万7,000円を予定しております。

内訳としまして非常用自家発電設備改修工事及び全児童輸血検査装置ほか17件の医療機器入れかえ等によるものでございます。

附帯施設の業務予定量につきましては、看護学校は学生数の定員が1学年40人で合計120人でございます。

健康管理センターは、特定健診受診者数1万7,879人、人間ドック数74人、事業所健診等受診者数1,429人を予定しております。

訪問看護ステーションは医療訪問件数632人、介護訪問件数1,502人の合計2,134人を予定しております。

介護老人保健施設は入所者数1万7,700人、1日平均48.5人、利用率に換算します

と97%を予定しております。

居宅介護支援センターは、介護予防計画数720件を予定しております。

教良木診療所は、外来患者数2,684人、1日平均11人を予定しております。

2ページをごらんください。第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入第1(款)病院事業収益37億6,365万1,000円で前年度比6,499万3,000円の減額でございます。

内訳につきましては、第1(項)から第10(項)までの記載のとおりでございます。

支出第1(款)病院事業費用は37億6,365万1,000円で前年度比6,499万3,000円の減額でございます。

内訳につきましては、第1(項)から第11(項)までの記載のとおりでございます。

3ページをごらんください。第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入第1(款)資本的収入は2億5,888万3,000円で前年度比5,184万3,000円の減額でございます。

内訳につきましては、第1(項)から第4(項)までの記載のとおりでございます。

支出第1(款)資本的支出は4億5,494万4,000円で前年度比3,816万6,000円の減額でございます。

内訳につきましては、第1(項)から第3(項)までの記載のとおりでございます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額1億9,606万1,000円は、当年度分資本的収支調整額845万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,760万6,000円で補填するものでございます。

4ページをごらんください。第5条は起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

起債の限度額につきましては、1億240万円と定めるものでございます。

第6条は一時借入金の限度額を8億円と定めるものでございます。

第7条は、各項目間における給与費の流用を定めるものでございます。

第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、給与費23億9,721万7,000円、交際費106万2,000円と定めるものでございます。

第9条は、営業助成及び企業消化企業債償還のため、一般会計から補助を受ける額を3億1,000万円と定めるものでございます。

第10条は棚卸資産の購入限度額を3億3,242万5,000円と定めるものでございます。

以上が平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第46号を建設部長。

○建設部長（藤島 幸治君） 議案書の109ページをお願いします。

議案第46号、平成30年度上天草市下水道事業会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の1ページをお願いします。

平成30年度上天草市下水道事業会計の予算について御説明いたします。

第2条は業務の予定量について定めるものでございます。処理戸数1,509件、年間総処理水量51万1,717立方メートル、1日平均処理水量1,402立方メートルでございます。

主要な建設改良事業は、管路施設建設改良費3,705万円、処理場施設建設改良費1億6,500万円を予定しております。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入第1（款）下水道事業収益は、2億9,603万2,000円で、内訳につきましては記載のとおりでございます。

支出第1（款）下水道事業費用は2億7,211万5,000円で、内訳につきましては記載のとおりでございます。

2ページをごらんください。第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入の第1（款）資本的収入は2億8,189万1,000円で、内訳につきましては記載のとおりでございます。

支出第1（款）資本的支出は3億9,174万2,000円で内訳につきましては記載のとおりでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億985万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,506万8,000円、当年度分損益勘定留保資金8,309万3,000円、繰越利益剰余金処分量386万1,000円及び当年度利益剰余金処分量782万9,000円で補填するものでございます。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

起債の限度額につきましては1億5,612万円と定めるものでございます。

第6条は一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

3ページをごらんください。

第7条は予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定めるものでございます。

第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費1,605万6,000円と定めるものでございます。

第9条は、下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計から補助を受ける金額を1億

8,726万3,000円と定めるものでございます。

第10条は繰越利益剰余金386万2,000円及び当年度利益剰余金782万9,000円は、減債積立金として処分するものと定めるものでございます。

収益的収入の主なものについて御説明いたします。

4ページをごらんください。1(款)下水道事業収益、1(項)営業収益5,632万6,000円は、主に下水道使用料を計上するものでございます。

2(項)営業外収益2億3,970万6,000円は一般会計を条件長期前受金戻入でございます。

次に収益的支出の主なものについて御説明いたします。

5ページをごらんください。1(款)下水道事業費用、1(項)営業費用は2億3,831万4,000円でございます。

内訳としまして1(目)管渠費510万7,000円、3(目)処理場費5,900万4,000円、4(目)総係費2,083万7,000円、5(目)減価償却費1億5,336万6,000円を計上するものでございます。

2(項)営業外費用は3,006万円で企業債等の償還利息及び消費税及び地方消費税見込み額を計上するものでございます。

資本的収入の主なものについて説明いたします。

6ページをごらんください。1(款)資本的収入、1(項)分担金及び負担金100万円、2(項)国庫補助金、1(目)国庫補助金1億688万円、3(項)企業債、1(目)建設改良債1億5,612万円、4(項)1(目)他会計補助金1,789万2,000円を計上するものでございます。

次に資本的支出の主なものについて御説明いたします。

7ページをごらんください。1(款)資本的支出、1(項)建設改良費は2億205万円でございます。内訳としまして、1(目)管路施設建設改良費は、合津地区幹線管渠長寿命化整備と3,705万円、2(目)処理場施設建設改良費は、合津処理場改築工事等1億6,500万円を計上するものでございます。

2(項)固定資産購入費は132万円、3(項)企業債償還金は1億8,837万2,000円を計上するものでございます。

以上が平成30年度上天草市下水道事業会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に議案第47号を健康福祉部長。

○健康福祉部長(辻本 智親君) よろしく願いいたします。

議案書110ページをお願いいたします。議案第47号、指定管理者の指定につきまして御説明いたします。

上天草市の4カ所の老人福祉センター、大矢野、姫戸、大道、樋島の指定管理者による管理

運営について本年度末をもって3年間の指定期間が満了するとなることに伴い、新たな指定管理者を指定するものでございます。

施設の名称、指定管理者及び指定の期間については議案書に記載のとおりでございます。

提案の理由としましては、上天草市老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に議案第48号を建設部長。

○建設部長（藤島 幸治君） 議案書111ページをお願いいたします。あわせて説明資料の107ページをお願いいたします。

議案第48号、市道路線の廃止及び認定について御説明いたします。

路線番号1238、廃止路線名谷七ツ割線は、七ツ割地区から谷地区の市道江樋戸線へ接続する道路ですが、江樋戸線への接続部約40メートル区間の幅員が2メートル程度となっており緊急車両の進入ができない状況でございます。

今回、隣接する市道環状西1号線から、本路線へ続く市道について、寄附の申し出があり、本市道の起点部分を変更するため、既存区間を一旦廃止し、市道の起点を変更して、新たに市道江樋戸七ツ割線として認定するものです。また、路線番号2343、路線名永浦樋合2号線は松島町の樋合島の西側を通る道路ですが、樋合海水浴場までで行き止まりとなっており、この路線で災害等が発生した場合、沿線住民の効率が考えられるため、この路線をマリーナ側の漁港臨港道路と接続することで島内周回が可能となり、防災機能の向上や利便性の向上が期待されます。今回路線を延長することにより、市道終点が変更となることから、既存区間を一旦廃止し、新たに全線を市道路線として認定するものです。

提案理由といたしましては、市道路線の廃止及び認定については道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提案する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に議案第49号を教育部長。

○教育部長（中 文近君） 議案書112ページをお願いします。

議案第49号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

平成30年第1回上天草市市議会臨時会において、議決されました松島総合センター「アロマ」メインアリーナ空調設備工事請負契約のうち、工期、平成30年第1回上天草市議会臨時会の議決の日の翌日から平成30年3月28日までを平成30年第1回上天草市議会臨時会の議決の日の翌日から、平成30年6月15日までに変更するものでございます。

提案理由といたしましては、適正工期の確保のため、工期を変更する必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に報告第1号を建設部長。

○建設部長（藤島 幸治君） 議案書113ページをお願いいたします。あわせて説明資料110ページをお願いいたします。

報告第1号について御説明いたします。和解及び損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、御報告いたします。

専決第1号、和解及び損害賠償額の決定について、平成29年11月28日午前6時ごろ、上天草市龍ヶ岳町の市道赤崎池の浦線において発生した車両損壊事故に関し、平成30年2月2日に専決処分を行い、車両の所有者と損害賠償の額を決定し和解したものでございます。

この事故は和解の相手方が所有する車両を従業員が運転時に市道赤崎池の浦線の市道上にあった石約30センチメートル角に接触したことにより、当該車両の一部を損壊したものでございます。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については議案書に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に日程第55号、同意第1号から日程第59、同意第5号までの以上5件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書114ページから118ページをお願いいたします。あわせて委員等の同意と議案に関する資料の1ページから7ページをお願いいたします。

同意第1号から同意第5号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。地方自治法施行規則第17条第1項の規定により、上天草市職員懲戒審査委員会を設置しております。

現在5名の委員を任命しているところですが、平成30年3月31日付けをもちまして任期満了となるため、新たに5名を任命するものです。市職員2名、学識経験を有する者として3名を提案しております。

同意を求める者の氏名は、職員から和田好正、辻本智親、学識経験を有するものとして杉田省吾、佐藤ユミ子、尾上正長以上の5名です。

住所、生年月日、経歴等につきましては議案書及び別紙資料記載のとおりでございます。

任期は平成30年、4月1日から平成32年3月31日までの2年間です。

提案理由といたしましては、上天草市職員懲戒審査委員会委員の任命を任命するには、地方自治法施行規則節施行規程、第17条第3項の規定により議会の同意を得る必要がございます。

これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明後日27日から3月5日までは、議案研究のため休会し、次の本会議は、3月6日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、一般質問をされる方は28日の正午までに通告書の提出をお願いします。

質疑をされる方は3月1日の正午までに通告書の提出をお願いします。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 2時48分